

# 第4次登米市行財政改革実施計画 令和3年度の実施状況



令和4年8月  
まちづくり推進部

## 第4次行財政改革 令和3年度実施状況総括表

第4次登米市行財政改革実施計画は、令和2年12月に策定した第4次登米市行財政改革大綱（令和3年度から令和7年度）に基づき、大綱に定めた内容を着実に推進するための具体的なプログラムを示したものです。  
このうち、令和3年度目標に対する取り組み状況は次のとおりです。

項目区分	プログラム数	取組項目数(7)	評価				達成率 (イ+ウ)/(7)	備考
			S (イ)	A (ウ)	B	C		
(1) 持続可能な財政運営の推進	31	31	5	11	15	0	51.6%	
① 財政健全化の推進	9	9	2	4	3	0	66.7%	
財政規律の確立と持続可能な財政運営	2	2		2			100.0%	
市単独事業の適正化	3	3	2		1		66.7%	
公営企業等の経営の健全化	4	4		2	2		50.0%	
② 行政サービスの負担水準の適正化	7	7	0	3	4	0	42.9%	
公共施設の使用料・手数料の適正化	1	1			1		0.0%	
行政サービスの維持に係る負担の適正化	6	6		3	3		50.0%	
③ 公共インフラの適正な管理	4	4	0	2	2	0	50.0%	
公共施設管理の適正化	2	2		1	1		50.0%	
社会インフラ管理の適正化	2	2		1	1		50.0%	
④ 税収・税外収入の確保	11	11	3	2	6	0	45.5%	
財源の創出	7	7	2	2	3		57.1%	
市保有財産の売却等	1	1	1				100.0%	
債権確保策の強化	3	3			3		0.0%	
(2) 行政運営の効率化	13	13	3	7	3	0	76.9%	
① 人口変動社会情勢に適応した行政組織の構築	5	5	1	4	0	0	100.0%	
行政組織の効率化と職員の育成	4	4		4			100.0%	
人件費等の適正化	1	1	1					
② スマート行政の推進	3	3	1	1	1	0	66.7%	
ICTの導入による業務効率化の推進	2	2	1	1			100.0%	
マイナンバーカードの利用促進	1	1			1		0.0%	
③ 経費の節約、業務の効率化の推進	5	5	1	2	2	0	60.0%	
経費の節約等	5	5	1	2	2		60.0%	
(3) 協働、連携による取組の推進	13	12	0	5	7	0	41.7%	
① 市民活動の支援によるまちづくりの推進	4	3	0	2	1	0	66.7%	
地域の担い手の育成、まちづくりの推進	1	1		1			100.0%	
市政への市民参加の推進	3	2		1	1		50.0%	
② 公民連携の推進	5	5	0	1	4	0	20.0%	
民間委託と民営化の推進	4	4		1	3		25.0%	
多様な主体との連携強化	1	1			1		0.0%	
③ 自治体間連携の推進	4	4	0	2	2	0	50.0%	
近隣自治体とのICT利用環境の共有化	2	2		1	1			
近隣自治体との事務事業等の連携	2	2		1	1		50.0%	
合 計	57	56	8	23	25	0	55.4%	

評価については、担当課が目標に対する達成状況を自己評価したもので、評価内容は次のとおりです。

- S … 年度計画を超えた達成
- A … 年度計画どおりの達成
- B … 取り組んだが、年度計画未達成
- C … 実施できず（後年度へ延期を含む）

※達成率とは、取り組みに対する担当課の評価がS及びAの合計の割合を示しています。

# 第4次登米市行財政改革の効果額等

№	項目区分	実行プログラム	頁	内訳	令和3年度の目標及び実績			進捗状況(B)/A
					指標	金額(A)	実績金額(B)	
1	(1)-①	市車庫事業の見直し	事業の適正化	12事業	25,713千円	38,973千円	151.56%	
2	(1)-①	団体補助金・イベント補助金等の見直し	補助金の適正化	88事業	240,559千円	391,238千円	162.63%	
3	(1)-①	道路・橋梁の整備計画の見直し	整備計画の見直し	-	45,000千円	16,161千円	35.91%	
4	(1)-②	検診料の見直し	検診料の適正化	-	-	-	-	
5	(1)-②	し尿収集運搬処分手数料の見直し	適切な受益者負担	-	-	-	-	
6	(1)-②	有機センターの利用負担の見直し	利用者負担の適正化	-	4,213千円	3,878千円	92.04%	
7	(1)-②	窓口手数料の見直し	財源の確保	-	-	-	-	
8	(1)-②	放課後児童クラブの負担金の見直し	利用者負担の適正化	-	-	-	-	
9	(1)-②	市民バス運賃の見直し	運賃収入増	-	3,440千円	-4,839千円	-140.66%	
10	(1)-③	公共工事の業務委託のコスト削減	コスト削減の推進	-	21,100千円	13,365千円	63.34%	
11	(1)-④	公共施設等を活用した広告掲載の推進	広告収入の確保	12台	676千円	624千円	92.30%	
12	(1)-④	ふるさと応援寄附金等の推進	寄附額の増収	3,493件	92,339千円	401,532千円	434.84%	
13	(1)-④	積立基金の運用による運用益の向上	運用益の向上	-	2,000千円	2,386千円	119.30%	
14	(1)-④	広報紙及びホームページへの広告掲載	広告収入の確保	-	1,771千円	1,771千円	100.00%	
15	(1)-④	市民バス広告掲載事業	広告収入の確保	7枠掲載	420千円	360千円	85.71%	
16	(1)-④	企業誘致の推進	税収の確保	2社誘致	6,096千円	1,699千円	27.87%	
17	(1)-④	遊休財産の活用等の促進	売却等の収入確保	1件売却	9,000千円	11,603千円	128.92%	
18	(1)-④	市税等の収納率向上	現年度分	98.35%	1,207千円	36,320千円	※100.31%	
19	(1)-④	住宅使用料の収納率向上(市営)	滞納繰越分	25.85%	535千円	-33,388千円	※81.81%	
20	(1)-④	住宅使用料の収納率向上(定住)	滞納繰越分	95.50%	290千円	1,024千円	※100.60%	
21	(1)-④	学校給食費の収納率向上	滞納繰越分	17.80%	17千円	-1,820千円	※68.65%	
22	(2)-①	職員人件費の削減	定員管理の適正化	-	90,000千円	290,000千円	322.22%	
23	(2)-③	公用車の購入経費・維持管理経費の削減	公用車の適正な更新	4台	2,246千円	1,704千円	75.86%	
24	(2)-③	電気料金等の削減	電気料金の削減	81施設	29,637千円	34,040千円	114.85%	
25	(2)-③	パソコン等低コスト調達	低コスト調達	-	-	-	-	
26	(3)-②	衛生センターの包括的民間委託の推進	運営コストの削減	-	5,311千円	2,521千円	47.46%	
27	(3)-②	指定管理者制度の推進	指定管理者制度の導入	-	9,254千円	7,909千円	85.46%	
28	(3)-③	航空写真共同撮影による委託経費の削減	委託経費の削減	-	2,000千円	-3,198千円	-159.90%	
合計					593,640千円	1,211,716千円	204.11%	

※目録取納率に対する実績取納率の達成状況を記載

第4次行財政改革期間(R3~R7)の実績累計					
最終目標			実績累計		
指標	金額(C)	指標	金額(D)	進捗状況(D)/C	
12事業	1,143,021千円	12事業	38,973千円	3.40%	
88事業	1,589,001千円	88事業	391,238千円	24.62%	
-	225,000千円	-	16,161千円	7.18%	
-	119,672千円	-	-	-	
-	14,335千円	-	-	-	
-	28,857千円	-	3,878千円	13.43%	
-	3,124千円	-	-	-	
-	145,242千円	-	-	-	
-	136,508千円	-	-4,839千円	-3.54%	
-	45,100千円	-	13,365千円	29.63%	
60台	3,380千円	13台	624千円	18.46%	
22,105件	577,695千円	29,390件	401,532千円	69.50%	
-	20,000千円	-	2,386千円	11.93%	
-	8,855千円	-	1,771千円	20.00%	
35枠掲載	2,100千円	6枠	360千円	17.14%	
4社誘致	423,651千円	1社誘致	1,699千円	0.40%	
19件売却	36,522千円	3件売却	11,603千円	31.76%	
98.35%	66,397千円	98.66%	36,320千円	※100.31%	
25.85%	7,129千円	21.15%	-33,388千円	※81.81%	
95.50%	1,886千円	96.08%	1,024千円	※100.60%	
17.80%	119千円	12.22%	-1,820千円	※68.65%	
97.85%	675千円	97.34%	-270千円	※99.47%	
15.20%	98千円	14.25%	-53千円	※93.75%	
98.86%	3,701千円	98.23%	-1,041千円	※99.36%	
15.02%	98千円	12.22%	-783千円	※81.35%	
-	810,000千円	-	290,000千円	35.80%	
14台	15,144千円	2台	1,704千円	11.25%	
81施設	148,185千円	90施設	34,040千円	22.97%	
600台	25,468千円	-	-	-	
-	21,244千円	-	2,521千円	11.86%	
-	46,270千円	-	7,909千円	17.09%	
-	4,000千円	-	-3,198千円	-79.95%	
合計			5,672,477千円	1,211,716千円	21.36%

# 実行プログラム目次

## (1) 持続可能な財政運営の推進

### ① 財政の健全化の推進

#### ・ 財政規律の確立と持続可能な財政運営

		頁
1. 財政健全化中期行動計画の推進	2. 地方債の償還期限の延長及び据置期間の短縮	5

#### ・ 市単独事業の適正化

3. 市単独事業の見直し	4. 団体補助金・イベント補助金等の見直し	6
5. 道路・橋梁の整備計画の見直し		6

#### ・ 公営企業等の経営健全化

6. 病院事業の経営健全化	7. 水道事業の経営健全化	7
8. 下水道事業の経営健全化	9. 第三セクターの経営健全化と自立の促進	8

### ② 行政サービスの負担水準の適正化

#### ・ 公共施設の施設使用料等の適正化

10. 公共施設に係る施設使用料等の見直し		9
-----------------------	--	---

#### ・ 行政サービスの維持に係る負担の適正化

11. 検診料の見直し		9
12. し尿収集運搬処分手数料の見直し	13. 有機センターの利用負担の見直し	10
14. 窓口証明手数料の見直し		10
15. 放課後児童クラブの負担金の見直し	16. 市民バス運賃の見直し	11

### ③ 公共インフラの適正な管理

#### ・ 公共施設管理の適正化

17. 公共施設個別計画の推進		11
18. 公共施設マネジメントの確立		12

#### ・ 社会インフラ管理の適正化

19. 公共工事の業務委託コストの縮減	20. 道路や橋梁の機能保全	12
---------------------	----------------	----

### ④ 税収・税外収入の確保

#### ・ 財源の創出

21. 公共施設等を活用した広告掲載の推進	22. ふるさと応援寄附金等の推進	13
23. 積立基金の運用による運用益の向上		13
24. 広報紙及びホームページへの広告掲載の推進	25. パソコンへの電子広告の導入	14
26. 市民バス広告掲載事業		14
27. 企業誘致の推進		15

#### ・ 市保有財産の売却等

28. 遊休財産の活用の促進		15
----------------	--	----

#### ・ 債権確保策の強化

29. 市税等の収納率向上		15
30. 住宅使用料の収納率向上	31. 学校給食費の収納率向上	16

## (2) 行政運営の効率化

### ① 人口変動、社会情勢に適應した行政組織の構築

#### ・ 行政組織の効率化と職員の育成

32. 時代に相応しい行政組織への見直し		16
33. 定員管理の適正化	34 人材育成型人事評価システムの推進	17
35. 職員研修の充実		17

#### ・ 人件費の適正化

36. 職員人件費の削減		18
--------------	--	----

### ② スマート行政の推進

#### ・ ICTの導入による業務効率化の推進

37. RPAやAIなどの新しい技術の導入推進	38. ICTを活用した効率的な業務運営の推進	18
-------------------------	-------------------------	----

#### ・ マイナンバーカードの利用促進

39. コンビニエンスストアでの証明書等の交付サービスの推進		19
--------------------------------	--	----

### ③ 経費の節約、業務効率化の推進

#### ・ 経費の節約等

40. 公用車の購入経費・維持管理経費の削減	41. 電気料金の削減	19
42. 公共施設等のLED化の推進	43. パソコン等の超低コスト調達	20
44. 各種委員会等の委員数等の見直し		20

## (3) 協働、連携による取組の推進

### ① 市民活動の支援によるまちづくりの推進

#### ・ 地域の担い手の育成、まちづくりの推進

45. コミュニティ組織の育成と地域づくりの推進		21
--------------------------	--	----

#### ・ 市政への市民参加の推進

46. 市政情報の発信強化	47. 広聴活動の充実	21
48. まちづくり市民意向調査（満足度）の実施		22

②公民連携の推進

・民間委託と民営化の推進

49. 保育所・幼稚園の民営化の検討	50. 放課後児童クラブの民営化の検討	22
51. 衛生センターの包括的民間委託の推進	52. 指定管理者制度の推進等	23

・多様な主体との連携強化

53. 地域プラットフォームの活用		23
-------------------	--	----

③自治体間連携の推進

・近隣自治体とのICT利用環境の共有化

54. 電子申請サービスの推進	55. 自治体クラウドの導入やICT機器等の共同調達の実施	24
-----------------	-------------------------------	----

・近隣自治体との事務事業等の連携

56. 市町村の消防の広域化（高機能消防指令センターの共同運用）		24
57. 航空写真共同撮影による委託経費の削減		25

(1) 持続可能な財政運営の推進

① 財政健全化の推進

・ 財政規律の確立と持続可能な財政運営

実行プログラム	取組概要	年度別スケジュール					達成指標	所管部局
		R3	R4	R5	R6	R7		
		財政健全化基本指針及び長期財政計画の推進						
1 財政健全化中期行動計画の推進	<p>財政危機を未然に防止する観点から、国の早期健全化基準や財政再生基準に加え、市独自の財政規律を導入し、5年後の目標達成に向けた健全な財政運営を計画的に推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財政規模の上限設定</li> <li>・ 財政調整基金年度末残高の下限設定</li> <li>・ 地方債発行額の上限設定</li> <li>・ 将来負担比率の上限設定</li> <li>・ 繰出金の上限設定</li> </ul> <p>※行動計画期間中、市行財政改革推進本部等において検証や進行管理を行う仕組みを構築し、目標達成に向けてフォローアップを行う。なお、財政調整基金年度末残高の下限及び将来負担比率の上限の基準を超えることが見込まれる場合には、緊急的な財政アピールを発出し、市民をはじめ関係者間で状況の共有を図るとともに、追加的な対策を講じるものとする。</p>	<p>財政健全化中期行動計画の進行管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行動計画調書及び効果額目標等の更新等</li> <li>・ 財政健全化基本指針と長期財政計画の進行管理</li> </ul>	<p>財政健全化中期行動計画の進行管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行動計画調書及び効果額目標等の更新等</li> <li>・ 財政健全化基本指針と長期財政計画の進行管理</li> </ul>	<p>財政健全化中期行動計画の進行管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行動計画調書及び効果額目標等の更新等</li> <li>・ 財政健全化基本指針と長期財政計画の進行管理</li> </ul>	<p>財政健全化基本指針と長期財政計画の進行管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財政健全化基本指針と長期財政計画の進行管理</li> </ul>	<p>財政規律の確立と持続可能な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財政調整基金残高25億円の堅持</li> <li>・ 令和5年度の目標値</li> <li>・ 財政規模は419億円程度を上限設定</li> <li>・ 財政調整基金年度末残高は25億円程度を下限設定</li> <li>・ 地方債発行額は40億円程度を上限設定</li> <li>・ 将来負担比率は100%を上限設定</li> <li>・ 繰出金は繰出基準内を上限設定</li> <li>※関係係部署要協議</li> </ul>	総務部財政経営課	
		<p>■ 令和3年度取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本市の厳しい財政状況を踏まえ財政健全化基本指針の下で財政健全化の取組と身の丈に合った持続可能な財政の確立を目指すため、5年間（令和元年度～令和5年度）の中期行動計画を令和元年11月に策定し、当計画の進行管理を実施した。</li> <li>○ 「持続可能な財政基盤の確立」と「次世代に大きな負担を残さない」健全な財政運営を指すため、財政健全化基本指針を踏まえた10年間（平成30年度～令和9年度）の長期財政計画を更新（ローリング）した。</li> <li>○ 財政健全化中期行動計画の取組として、令和4年度当初予算編成に反映したことにより、財政規模の縮減と同時に職員意識改革が図られた。</li> <li>○ 財政健全化基本指針と長期財政計画で5年後、10年後の財政目標値を設定し、この目標達成に向けた取組を推進することで、適正な財政規模への移行と地方債残高の抑制が図られた。</li> </ul>	<p>■ 令和3年度達成内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 財政健全化中期行動計画の進行管理</li> <li>○ 財政健全化基本指針と長期財政計画の進行管理</li> </ul> <p>■ 令和3年度達成状況</p> <p>A：年度計画とおりの達成状況</p>					
2 地方債の償還期限の延長及び据置期間の短縮	<p>将来的な市財政の状況は、普通交付税の合併算定替えの終了や、人口減少などの影響による交付額の大幅な減少などから、段階的に財政規模が縮小していくことが見込まれる一方、地方債残高が税収の約7倍に相当する約540億円となり、さらに近年実施した公共施設の整備に係る地方債の償還が一斉に開始されることが見込まれ、後年度における公債費負担が高水準で推移することから、財政構造の硬直化が懸念される。</p>	<p>償還期限の延長、長期償還の借入及び据置期間の設定</p> <p>(対象地方債なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 借換債(合特)の償還期限を延長 ※影響は翌年度に発生</li> <li>・ R4借換債元金償還額(合特)△23,160千円</li> <li>・ R元地方債元金償還額(合特)△26,377千円</li> <li>・ 借換債(合特)の償還期限を延長</li> </ul>	<p>借換債(合特)の償還期限を延長 ※影響は翌年度に発生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ R4借換債元金償還額(合特)△23,160千円</li> <li>・ R元地方債元金償還額(合特)△26,377千円</li> <li>・ 借換債(合特)の償還期限を延長</li> </ul>	<p>・ R5借換債元金償還額(合特)△4,485千円</p>	<p>公債費の抑制及び償還元金の平準化</p> <p>■ 借換債における償還期限の延長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 借換債(ハコモノ)に活用した地方債を対象とする(20年償還→30年償還)</li> </ul> <p>■ 借入時において30年償還に設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 借換債(ハコモノ)を対象とする</li> </ul>	<p>■ 令和3年度達成内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新規借入地方債の償還期間延長、据置期間短縮を検討</li> <li>○ 公債費の抑制</li> </ul> <p>■ 令和3年度達成状況</p> <p>A：年度計画とおりの達成状況</p>	総務部財政経営課	

実行プログラム	取組概要	年度別スケジュール					達成指標	所管部局
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7		
3 市単独事業の見直し	<p>国の基準や県内の他の自治体の実施水準を超えて実施しているサービスや、本来国や県が行うべき事業を市が単独事業として実施していることなどから見直しを図る必要がある。近隣自治体や、人口・面積等が同規模の類似団体等の取組も比較・検討しながら、事業の見直しを行う。</p> <p>・事業の目的を達成したと思われ、事業の見直しを行う。</p> <p>・継続してきた事業であっても、事業の必要性や効果を検証しながら、事業内容を精査し、市の財政状況や社会情勢の変化を踏まえ見直しを図り、公平性や透明性を確保していく。</p> <p>・社会情勢を反映し、その時々々のニーズに即した事業の見直しを行いながら、効果的に効果的な実施について研究し、事業費の削減に努める。</p>	<p>国の基準や他の自治体等の実施水準を超えている事業の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・12事業</li> <li>・効果額25,713千円</li> </ul>	<p>国の基準や他の自治体等の実施水準を超えている事業の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・12事業</li> <li>・効果額74,970千円</li> </ul>	<p>国の基準や他の自治体等の実施水準を超えている事業の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・12事業</li> <li>・効果額149,191千円</li> </ul>	<p>国の基準や他の自治体等の実施水準を超えている事業の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・12事業</li> <li>・効果額453,017千円</li> </ul>	<p>国の基準や他の自治体等の実施水準を超えている事業の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・12事業</li> <li>・効果額440,130千円</li> </ul>	<p>市単独事業の適正化 市の単独事業等の見直しを行う。 い、財政負担の軽減を図る。 ・5年間の効果額合計 1,143,021千円</p> <p>まちなづくり推進部まちづくり推進課ほか</p>	
4 団体補助金・イベント補助金等の見直し	<p>これまで、補助金見直し方針に基づき、補助金の終期の設定や補助率の上限の設定などを行い、補助金等の見直しを図ってきたが、見直し後も国の制度改正や新たな補助金等の創設などにより、補助金等の予算額は増加している状況である。</p> <p>今後は、補助金の必要性・補助額の妥当性を検証するにあたり、近隣自治体や類似団体との比較等も検討に含め、補助率等の水準を適正化することが必要である。</p> <p>原則、補助金等の補助期間を3年として設定し、その終りに併せて補助金等の見直しを行うこととしているが、今後市の歳入の伸びが期待できない中で支出される補助金等が、財政運営上過重な負担とならないよう整理が必要である。</p> <p>・各部署が実施する補助事業については、行政評価の手法を用い、特に公益性、社会的ニーズ、有効性、妥当性、団体における既得権化などを振り返り、PDCAサイクルにのっとり、PDCAサイクルによる不断の見直しを図り、順次、整理、合理化を実施する。 ・5年間の効果額合計 1,589,001千円</p> <p>まちなづくり推進部まちづくり推進課ほか</p>	<p>PDCAサイクルにのっとり、PDCAサイクルによる不断の見直しを図り、順次、整理、合理化を実施する。 ・5年間の効果額合計 1,589,001千円</p>	<p>PDCAサイクルにのっとり、PDCAサイクルによる不断の見直しを図り、順次、整理、合理化を実施する。 ・5年間の効果額合計 1,589,001千円</p>	<p>PDCAサイクルにのっとり、PDCAサイクルによる不断の見直しを図り、順次、整理、合理化を実施する。 ・5年間の効果額合計 1,589,001千円</p>	<p>PDCAサイクルにのっとり、PDCAサイクルによる不断の見直しを図り、順次、整理、合理化を実施する。 ・5年間の効果額合計 1,589,001千円</p>	<p>補助金の適正化 PDCAサイクルによる不断の見直しを図り、順次、整理、合理化を実施する。 ・5年間の効果額合計 1,589,001千円</p>		
5 道路・橋梁の整備計画の見直し	<p>本市では、合併時に旧町から引き継いだ整備路線が多く、その中で未着手の路線も多いことや、合併後に地域から出される要望も多数となっている状況である。また、整備路線も補助事業である社会資本整備総合交付金を活用した道路整備事業に取組んでいるが、既存路線の維持修繕に係る事業に国配分が減少してきていることから、道路整備事業に対する少子高齢化などの社会情勢の変化や高速道路網の整備促進による交通体系の変化などから、道路整備の方向性を見直し、満足の高い道路整備を図る必要がある。また、道路の路線評価を基に、計画的かつ効果的な道路整備を図るため、道路の路線評価を基に、整備路線の優先度を高め、事業に取り組んでいくことが求められる。道路及び橋梁の整備について、少子高齢化などの社会情勢の変化や高速道路網の整備促進による交通体系の変化により、道路網の方向性を見直し必要な道路を見極め、道路や橋梁などの新設整備を抑制し、事業費の削減を図る。</p>	<p>道路・橋梁の整備計画の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路・橋梁の整備計画の見直し（一財）45,000千円</li> </ul>	<p>道路・橋梁の整備計画の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路・橋梁の整備計画の見直し（一財）45,000千円</li> </ul>	<p>道路・橋梁の整備計画の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路・橋梁の整備計画の見直し（一財）45,000千円</li> </ul>	<p>道路・橋梁の整備計画の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路・橋梁の整備計画の見直し（一財）45,000千円</li> </ul>	<p>道路・橋梁の整備計画の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路・橋梁の整備計画の見直し（一財）45,000千円</li> </ul>	<p>道路・橋梁の整備計画の見直し 効果額：225,000千円</p>	建設部道路課

実行プログラム	取組概要	年度別スケジュール					達成指標	所管部局
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7		
		<p style="color: #e91e63; font-weight: bold;">第4次登米市立病院改革プランの実施</p> <p style="color: #e91e63; font-weight: bold;">病床利用率の向上、経常収支の改善、不良債務の縮減</p>						
<p><b>6 病院事業の経営健全化</b></p> <p>登米市病院事業は、新医師臨床研修制度や専門医制度など、国の医療制度改革への対応の遅れや、新公立病院改革ガイドラインで示す経営の効率化、再編・ネットワーク化、経営形態の見直しへの取り組みが不十分だったことなどにより、毎年度収支の赤字が続いている。取組として、登米市市民病院の基幹型臨床研修病院の指定に向けた取組や、大学等への医師派遣要請などの取組を積極的に行う必要がある。再編・ネットワーク化の取組では、登米市市民病院に急性期医療を集約し、米谷病院と豊里病院は回復期と慢性期医療を担う病院の構築が必要である。さらに、病院経営の効率化と経営改善を図る取組として、平均在院日数の短縮や病床稼働率の向上等による収入確保を図るとともに、経費のさらなる削減に向けた取組を進める必要がある。また、一般会計からの繰入金については、資金不足が生じている状況もあり、平成30年度以降は年間20億円程度になっているほか、平成30年度に竣工した米谷病院の建設費に係る企業償還金が令和3年度から開始（毎年1億5千万円～3億円）することなどで、更に増加していくことが見込まれるため、財政運営に与える影響が大きいことかから、病院事業の経営健全化を推進していく必要がある。国が策定した新公立病院改革ガイドラインや県が策定した地域医療計画・地域医療構想との整合性を図りながら、令和3年2月「第4次登米市立病院改革プラン」を策定し、地域の医療提供体制と将来の病床機能のあり方などの具体的な将来像を示した。及び地域医療構想を踏まえた各病院、診療所等の役割を明確化し、収入確保と経費削減への取組を強化し、基準外繰入金の前減に最大限に取り組み経営の健全化を図る。</p>	<p><b>令和3年度取組内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○病床利用率（市民78%・米谷69%・豊里74%）</li> <li>○入院収益 R2:3,272,579千円 R3:3,349,305千円 比較増減76,726千円の増</li> <li>○経常収支の改善</li> <li>○経常利益 R2:△158,307千円 R3:574,259千円 比較増減732,565千円の増</li> <li>○経常損失が前年度より約7億3千2百万円改善し、約5億7千4百万円の経常利益となった。</li> <li>○不良債務の縮減 R2:△558,579千円 R3:236,910千円 比較増減795,489千円の増</li> <li>○入院患者数は100,744人と前年102,719人と比較し1,975人減少したが、施設基準・加算の取得や3病院の機能分担により入院収益は向上した。</li> <li>○不良債務が解消され、約2億3千6百万円の資金剰余額が発生した。</li> <li>○病床利用率は3病院とも達成に至らず、特に米谷病院では新型コロナウイルス感染症の院内感染が再発し、長期にわたり入院受入れの中止を余儀なくされた。</li> <li>○経常収支においては入院収益の向上や新型コロナウイルス感染症の検査、コロナ禍により減少していた外来患者数が増加したことにより外来収益が増加した。また、感染対策の補助金の増などの要因もあり経常収支の改善や、不良債務の解消にもつながった。</li> </ul>	<p><b>令和3年度達成内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○病床利用率の向上 →未達成</li> <li>○経常収支の改善 →達成</li> <li>○不良債務の縮減 →達成</li> </ul> <p><b>令和3年度達成状況</b></p> <p>B：取り組んだが、年度計画未達成</p>	<p>登米市地域水道ビジョン実施計画管理指標</p> <p>登米市地域水道ビジョン実施計画目標値</p>	<p>上下水道部経営総務課</p>				
<p><b>7 水道事業の経営健全化</b></p> <p>本市の水道事業を取り巻く環境は年々変化しており、最大の課題は人口減少による給水収益（料金収入）の減少である。その反面、水道事業の保有する固定資産の額は合併以来増加傾向にある。これは、震災対策や老朽管の更新などを積極的に進めてきたためである。人口が減少して資産が増加する傾向が続くと、人口当たりの資産の維持管理や更新に係る費用が増大する。人口や給水量の減少に伴い、水道施設の純廃合を行い、資産の減少を図ることが必要となるが、安全な水を安定的に供給するためには、施設の更新を今後も継続しなければならない。多くの施設が、耐用年数を迎える時期となり、大規模な更新も行っていく必要があることから、経営状況においても、市民に広く説明を行っていかねばならない。市民が安心して暮らせる市の責任による水道事業の確立」を基本理念とし、「安定経営の水道を目標として、安全、安心で安定した水道の確立」を施策目標として、安全、安心な財源等の確保に努め、効率的な経営の確立を図る。また、宮城県において設置した「宮城県水道事業広域連携検討会」において、広域連携の可能性について具体的に検討していくこととしていく。</p>	<p><b>令和3年度取組内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○経営基盤の強化：水道料金及び下水道使用料等あり方検討委員会及び上下水道事業運営審議会において、今後の健全な上下水道事業経営継続のため、料金水準の適正化について検討を行っている。</li> <li>○災害に強い水道：老朽化した基幹管路を耐震性の高い水道管に布設替を行い、災害時に安定した飲料水の確保を図っている。</li> <li>○広域連携：宮城県水道事業広域連携検討会に参加し、近隣市町との広域連携の可能性について検討を行っている。</li> <li>○指標低下要因：【有収率】計画的な漏水調査及びそれに基づく修繕や漏水多発路線の老朽管の布設替等を行なってきてきたが、地震等により水道管からの漏水量が増加し、有収率が低下した。</li> </ul>	<p><b>令和3年度達成内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○財政計画について、議会に報告し、ホームページで公表を行った。</li> </ul> <p><b>令和3年度達成状況</b></p> <p>A：年度計画どおりの達成状況</p>	<p>登米市地域水道ビジョン実施計画管理指標</p> <p>登米市地域水道ビジョン実施計画目標値</p>	<p>上下水道部経営総務課</p>				
		<p style="color: #e91e63; font-weight: bold;">地域水道ビジョンの見直し</p> <p style="color: #e91e63; font-weight: bold;">地域水道ビジョンの改訂</p> <p style="color: #e91e63; font-weight: bold;">地域水道ビジョンの評価</p>	<p>毎年のローリング（更新・見直し）</p> <p>水道ビジョンの計画目標の令和5年度に向けて、令和3～4年度で見直しを行う。</p>	<p>毎年のローリング（更新・見直し）</p> <p>・改訂</p> <p>・毎年のローリング（更新・見直し）</p> <p>・毎年のローリング（更新・見直し）</p>	<p>毎年のローリング（更新・見直し）</p> <p>・改訂</p> <p>・毎年のローリング（更新・見直し）</p> <p>・毎年のローリング（更新・見直し）</p>	<p>令和3年度達成内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○経営基盤の強化：水道料金及び下水道使用料等あり方検討委員会及び上下水道事業運営審議会において、今後の健全な上下水道事業経営継続のため、料金水準の適正化について検討を行っている。</li> <li>○災害に強い水道：老朽化した基幹管路を耐震性の高い水道管に布設替を行い、災害時に安定した飲料水の確保を図っている。</li> <li>○広域連携：宮城県水道事業広域連携検討会に参加し、近隣市町との広域連携の可能性について検討を行っている。</li> <li>○指標低下要因：【有収率】計画的な漏水調査及びそれに基づく修繕や漏水多発路線の老朽管の布設替等を行なってきてきたが、地震等により水道管からの漏水量が増加し、有収率が低下した。</li> </ul>	<p>上下水道部経営総務課</p>	

<p>8 下水道事業の経営健全化</p>	<p>全国的にも少子高齢化が進む中、国として持続可能なサービス提供に施策の重点が移ってきており、地方公営企業法を適用している地方公営企業法の適用をより、令和2年度から地方公営企業法の適用を適用した。本市の下水道事業は、公共下水道事業が5処理区、農業集落排水事業が26地区で整備を進めてきた。令和元年度末の整備率は公共下水道事業88.2%で、令和5年度までの整備完了を目指しており、農業集落排水事業は全地区で供用を開始している。</p> <p>これまで多くの施設を整備してきたことから、多額の企業債残高を抱え、さらに今後、施設の老朽化による改修や更新に多額の費用が見込まれ、増収の見込みも少ない状況とあわせて、一般会計からの繰入も多いため、経営の健全化が重要な課題となっている。一方、将来人口の増加に伴い、経営の見える化を図り、平成28年度に策定した中長期的な基本計画である「登米市下水道事業経営戦略」の改定を行う。</p> <p>改定の内容は、今後の人口減少や節水動向などの需要予測と老朽化した施設の更新や統廃合、また、施設管理業務や浄化槽事業も検討に加え、将来必要となる事業量や必要経費を把握した上で、適切な使用料水準についても検討し、基準外の一般会計繰入金の前減に取り組む。</p>	<p>経営戦略の見直し</p> <p>経営戦略の推進・検証</p> <p>経営戦略の見直し          ・経営戦略の改定（投資・財政計画（下水道使用料見直しの検討も含む））          ・経営戦略に基づき施設の更新及び財源の確保          ・経営戦略に基づき施設の更新及び財源の確保          ・経営戦略に基づき施設の更新及び財源の確保          ・経営戦略に基づき施設の更新及び財源の確保</p> <p>■令和3年度取組内容          ○今後の健全な下水道事業経営継続のため、水道料金及び下水道使用料等あり方検討委員会及び下水道事業運営審議会において、使用料水準の適正化について検討を行っている。          ○使用料の見直しと併せて、財政計画の改定を進める必要があることから、一年程度計画の策定を進める必要があることからの、年度改定が出来なかった。</p> <p>■令和3年度達成状況          B：取り組んだが、年度計画未達成</p>	<p>登米市下水道事業経営戦略中長期にわたる経営健全化、安定的なサービスの提供</p> <p>上下水道部経営管理課</p>	
<p>9 第三セクターの経営健全化と自立の促進</p>	<p>第三セクターは、行政と連携した地域振興や産業の活性化等を図ることを目的として、行政機能を補完・代行するなどの役割を果たしてきたが、独立した経営体である以上、事業運営の効率化による経営の活性化や組織運営の活性化等に、自主的・主体的に取り組む必要がある。</p> <p>また、今後の方向性として市民ニーズや行政需要の高度化・多様化に伴って、公的関与の必要性が薄れてきた現状もあることから、公的関与を見直し法人経営の自立化を図るため、株式の民間譲渡などによる完全民営化に向けた取組を行う必要がある。平成23年2月に「第三セクターに係る今後の方向性について」報告書がまとめられており、法人の運営状況と公的関与のあり方等について点検評価するとともに、経営の抜本的な改善や民営化等について検討する。株式会社なかた農業開発公社、㈱いしこし、㈱とよま振興公社、㈱みやぎ東和開発公社の経営健全化と自立の促進。</p>	<p>継続した調査の実施と自立の促進</p> <p>経営状況の点検          ・運営状況の点検          ・公的関与のあり方と自立に向けた取組状況の点検          ・運営状況の点検          ・公的関与のあり方と自立に向けた取組状況の点検          ・運営状況の点検          ・公的関与のあり方と自立に向けた取組状況の点検          ・運営状況の点検          ・公的関与のあり方と自立に向けた取組状況の点検          ・運営状況の点検          ・公的関与のあり方と自立に向けた取組状況の点検</p> <p>■令和3年度取組内容          ・㈱なかた農業開発公社          ○市が保有する300株のうち145株について、経営状況を踏まえながら平成29年度から令和3年度までの5年間で公取得することとしていたが、平成29年度の公社株主総会で平成29年度及び30年度の2年間で取得することを決定した。平成30年度は73株・3,650千円を公社に売却した。平成29年度の売却分72株・3,600千円と合わせて145株の売却が完了した。令和3年度については株式譲渡に賛成しなかった。          ○令和2年度決算は製造原価の計上期間の修正を行ったことにより赤字となったが、令和3年は若干ではあるが黒字となった。          純利益 H30：△3,697千円 R1：6,179千円 R2：△633千円 R3：616千円          ・㈱みやぎ東和開発公社          ○道の駅林林館及び道の駅三滝堂の指定管理者として経営改善に努めた。平成24年度の一部市保有株式の民間譲渡以降は、譲渡に賛成しなかった。          純利益：R1：6,041千円、R2：△13,333千円、R3：△794,369千円          ・㈱とよま振興公社          ○令和3年度一部市有株式の譲渡に努めたほか、とよま観光物産センターの指定管理者として経営改善に努めた。          ・市有株式：R1：180株、R2：180株、R3：100株（80株譲渡）          ・純利益：R1：△2,634千円、R2：251千円、R3：892千円          ○㈱いしこし          ・累積損失の解消に向けて経営改善に努めて利益を計上したが、市保有株式の民間譲渡に賛成しなかった。          ・純利益：H26：2,178千円、H27：2,523千円、H28：79千円、H29：535千円、H30：125千円、R1：8,159千円、R2：3,474千円、R3：155千円</p>	<p>第三セクターの方向性の決定          各第三セクターに係る検討結果に基づき対応の実施</p> <p>■令和3年度達成内容          ・なかた農業開発公社          ○経営改善に努め、自社の出資方法について検討を行った。          ・東和・とよま          ○市有株式の民間譲渡と経営の健全化に努めた。          ・いしこし          ○経営改善に努めたが、市保有株式の民間譲渡は進んでいない。</p> <p>■令和3年度達成状況          A：年度計画とおりの達成状況</p>	<p>産業経済部農政課          産業経済部地域ビジネス支援課          まちづくり推進部観光インフォメーション課</p>

②行政サービスの負担水準の適正化  
・公共施設の施設使用料等の適正化

実行プログラム	取組概要	年度別スケジュール					達成指標	所管部局
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7		
10 公共施設に係る施設使用料等の見直し	<p>公共施設は、本来、受益者負担の原則の下、利用者からの施設使用料により運営されるべきものだが、本市においては長年にわたり据え置かれていたことに加え、施設使用料については減免の範囲が広いうえ、減免割合が大きくなっている状況にある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設使用料の見直しの実施</li> <li>改定サイクルのルール化</li> <li>減免・減額制度の見直し</li> </ul>	見直し方針策定・条例改正	改正条例施行	改正サイクルルール化・減免制度見直し施行			<p>使用料・利用料の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受益者負担の適正化を図る。</li> <li>減免制度の見直しにより適正化・平準化を図る。</li> </ul>	まちづくり推進部まちづくり推進課
		改定サイクル・減免制度検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用料等見直し方針案の策定</li> <li>市民意見の聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用料等、減免の見直しにより、受益と負担の適正化を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用料等、減免の見直しにより、受益と負担の適正化を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用料等、減免の見直しにより、受益と負担の適正化を図る。</li> </ul>	<p>■令和3年度達成内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○施設使用料の見直し方針案及び減免の見直しに係る県内自治体の状況調査</li> </ul> <p>■令和3年度達成状況</p> <p>B：取り組んだが、年度計画未達成</p>	

・行政サービスの維持に係る負担の適正化

実行プログラム	取組概要	年度別スケジュール					達成指標	所管部局
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7		
11 検診料の見直し	<p>検(健)診は、生活習慣病等の予防と、疾病の早期発見による重症化予防を目的として実施しており、本市の受診率は、県内でも上位を推移している。</p> <p>現在、本市では、一部の検診を除いて自己負担を徴収していないが、他の自治体は医療費と同程度の自己負担を徴収している。</p> <p>公共サービスの適正化と財政の健全化を図るため、令和4年度から段階的に自己負担を徴収し、他の自治体と同水準の自己負担に向けて検討をしていく。</p> <p>今後においても、国や近隣自治体の動向について情報収集を継続しながら、各種検診への自己負担や検査項目の必要性、受診率の向上及び市民の医療負担の軽減と財政健全化の観点から、総合的に検証を行うっていく必要がある。自己負担を徴収したことによる検診率への影響を検証するとともに、近隣市町村の検診実施状況の把握や、国におけるがん検診の指針等を注視しつつ、本市としての施策の重要度や財政的な見直しも含め、総合的に判断を行う。</p>	徴収に向けた調整	<p>実施する任意検診項目の見直し</p> <p>検診自己負担料の検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己負担に伴う受診率への影響を検証</li> <li>科学的な根拠に基づき実施検診項目の判断</li> <li>自己負担割合の検討</li> <li>効果額18,773千円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己負担に伴う受診率への影響を検証</li> <li>科学的な根拠に基づき実施検診項目の判断</li> <li>自己負担割合の検討</li> <li>効果額41,063千円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己負担に伴う受診率への影響を検証</li> <li>科学的な根拠に基づき実施検診項目の判断</li> <li>自己負担割合の検討</li> <li>効果額41,063千円</li> </ul>	<p>検診料の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>検診料総額に占める自己負担割合</li> <li>重症化予防による医療費の適正化</li> <li>効果額119,672千円</li> </ul>	市民生活部健康推進課
<p>■令和3年度取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○検診業務を受託する事業者から近隣自治体の事例を踏まえ、自己負担を徴収した場合、想定される業務等に関する調整を実施した。</li> <li>○近隣市町村の受診率及び自己負担額等について調査し自己負担額の検討を行った。</li> <li>○生活習慣病等の予防や疾病の早期発見による重症化を防ぐことにつながる検診の受診率の向上は重要施策の一つである。</li> <li>○本市の検診受診率は県内トップクラスであり、その大きな要因は検診料自己負担額の無料化が関係しており、継続運用することでも市民の健康維持に寄与している。引き続き検診受診率の推移を考慮し、自己負担額の検討をしていく必要がある。</li> <li>○国におけるがん検診のあり方に関する検討会では、「科学的根拠に基づきがん検診の実施及びがん検診の精度管理」を検討しており、対象者について、最新の科学的根拠等により見直しする等との方向性あり、これらの状況を注視し、国の制度方針が変更される段階で、市の検診制度の見直しを検討する必要があると考える。</li> </ul>	<p>■令和3年度達成内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○徴収に向けた調整</li> <li>○近隣市町村の状況調査</li> <li>○受診率の状況確認</li> </ul> <p>■令和3年度達成状況</p> <p>A：年度計画どおりの達成状況</p>							

<p>1 2 し尿収集運搬処分手数料の見直し</p>	<p>し尿収集運搬業務委託料は経費の上昇に伴い、平成元年の37,08円/10L(税込)から現在の72.6円/10L(税込)へと段階的に見直しを行ってきた。 一方、し尿収集運搬処分手数料は67円/100で、収集運搬業務委託費が上回っている状況にある。 安定したし尿収集運搬処理を行うため、受益者負担の観点から手数料の見直しを行う。</p>	<p>手数料の検討</p> <p>・適正な利用者負担の検討と手数料の算定</p> <p>・手数料の改定(R4.4)</p> <p>・料金改定による増収 (効果額3,671千円)</p> <p>・料金改定による増収 (効果額3,313千円)</p>	<p>手数料の改定、効果の検証</p> <p>・料金改定による増収 (効果額3,487千円)</p>	<p>適切な受益者負担と、施設運営の財源確保</p> <p>・し尿収集運搬処分手数料の改定による歳入の増</p> <p>・効果額14,335千円</p> <p>■令和3年度達成内容 ○利用者負担額の検討</p> <p>■令和3年度達成状況 A：年度計画どおりの達成状況</p>	<p>環境事業所衛生センター</p>		
<p>1 3 有機センターの利用負担の見直し</p>	<p>家畜排せつ物の有効利用と地域の生活環境保全等を目的に、平成11年に「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が制定(平成16年施行)され、畜産農家は、法に基づき家畜排せつ物管理施設の整備が義務付けられた。これに対応し、合併前の各町では、関係団体等の意見も踏まえ、平成13年度以降有機センターを建設し、運営を行ってきた。有機センターは、畜産農家と耕種農家が連携強化、畜産による公害防止、有機センターで生産する良質堆肥の使用による地力改良及び地力増強など、循環型農業の形成を推進する拠点施設として稼働しています。施設は、建設から15年以上経過していること、経年劣化による故障が多く、修理費の増加しており、修理期間の稼働停止が増え利用も減少している。 6施設ある有機センターを集約し、運営を実施するため調整や整理を行うとともに、老朽化している設備等の大規模な修繕を行い、効率的な運営を図る。その後、運営の検証と情報収集を継続しながら、健全な運営を検討し、利用料の見直しを行う。 近隣市町村の実施状況の把握を行うとともに、本市としての施策の重要度や財政的な見直しも含め、総合的に判断を行う。</p>	<p>健全な運営の検証</p> <p>・運営状況の点検評価</p> <p>・利用率の向上による運営の健全化</p> <p>・近隣市町村の実施状況の調査(利用料の検討) 効果額 4,213千円</p>	<p>施設の見直しと実施への調整</p> <p>・運営状況の点検評価</p> <p>・利用率の向上による運営の健全化</p> <p>・状況等を踏まえ、利用料の見直し、利用組合との協議 効果額 5,161千円</p>	<p>施設の集約化による運営の実施</p> <p>・運営状況の点検評価</p> <p>・利用率の向上による運営の健全化</p> <p>・状況等を踏まえ、利用料の見直し、利用組合との協議 効果額 5,161千円</p>	<p>利用料の見直しと実施への調整</p> <p>・運営状況の点検評価</p> <p>・利用率の向上による運営の健全化</p> <p>・状況等を踏まえ、利用料の見直し、利用組合との協議 効果額 7,161千円</p>	<p>利用負担の適正化</p> <p>・集約化による利用率の変化</p> <p>・集約化(設備更新)による修繕の健全化</p> <p>・5年間の効果額 28,857千円</p> <p>※現段階の効果額は、指定管理料及び緊急修繕から推定</p> <p>■令和3年度達成内容 ○施設の集約化による運営の実施、施設運営状況の点検のほか、他の有機センター等設置自治体の実施状況の情報収集を行った。効果額3,878千円</p> <p>■令和3年度達成状況 B：取り組んだが、年度計画未達成</p>	<p>産業経済部農政課</p>
<p>1 4 窓口証明手数料の見直し</p>	<p>窓口手数料については平成28年9月1日に住民票謄本300円を200円に、戸籍附票謄本300円を200円に改正し、他の証明書の金額に合わせた。本市の手数料は周辺自治体と比較して低く設定されており、消費税の引き上げを考慮しながら見直しを行う。 ・窓口証明書手数料の一部改正</p>	<p>手数料の調査、検討</p> <p>・周辺自治体との比較を含む手数料の検討</p> <p>・適正な窓口証明手数料の算定 200円→210円</p> <p>78,100件/年×10円</p> <p>・効果額781千円</p>	<p>窓口証明手数料の改定・効果の検証等</p> <p>・適正な窓口証明手数料の算定 200円→210円</p> <p>78,100件/年×10円</p> <p>・効果額781千円</p>	<p>適正な窓口証明手数料の算定 200円→210円</p> <p>78,100件/年×10円</p> <p>・効果額781千円</p>	<p>適正な窓口証明手数料の算定 200円→210円</p> <p>78,100件/年×10円</p> <p>・効果額781千円</p>	<p>財源の確保</p> <p>窓口手数料の一部改正による歳入の増</p> <p>・効果額3,124千円</p> <p>■令和3年度達成内容 ○他自治体の窓口手数料調査及び比較検討</p> <p>■令和3年度達成状況 A：年度計画どおりの達成状況</p>	<p>市民生活部市民生活課</p>

<p>15 放課後児童クラブの負担金の見直し</p>	<p>県内の市町村のほとんどが放課後児童健全育成事業利用者負担の有料化を実施していることから、本市においても平成27年度に検討を行った結果、放課後児童クラブと放課後子ども教室との一体型などの放課後児童対策の整備を優先的に実施するとともに子育て世帯の経済的な負担軽減を図るため、平成28年度からの利用料金徴収を見送った経緯があったが、公平性の確保と安定した財源確保の観点から令和5年度の実施に向け調整を行った。放課後児童対策の持続的な運営に向けた自主財源確保に取り組む。</p>	<p>徴収へ向けた調整</p> <p>・徴収に向けた調整</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用料金 38,154千円</li> <li>・登録児童数 954人</li> <li>・一時利用 2,000人</li> </ul>	<p>利用料金徴収</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用料金 36,894千円</li> <li>・登録児童数 924人</li> <li>・一時利用 2,000人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用料金 34,484千円</li> <li>・登録児童数 859人</li> <li>・一時利用 2,000人</li> </ul>	<p>利用者負担金の適正化 放課後児童健全育成事業利用料の設定 効果額145,242千円</p>	<p>福祉事務所子育て支援課 教育部生涯学習課</p>
<p>16 市民バス運賃の見直し</p>	<p>市民バスの運賃については、平成17年度から100円均一としており、この間に行われた二度にわたる消費税の値上げ時にも据え置きとなっていることから、安定した運賃収入の確保のために、運賃の見直しを行う必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民バス運賃を100円から200円に見直し</li> <li>・広報紙やホームページ等での市民バスの利用促進啓発</li> <li>・広報紙やホームページ、車内広告等による市民バスの維持経費の周知</li> </ul>	<p>市民バスの利用促進</p> <p>運賃の見直し、維持経費の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運賃収入増による委託料の削減 R元実績対比（効果額）3,440千円</li> <li>・運賃収入増による委託料の削減 R元実績対比（効果額）33,267千円</li> <li>・運賃収入増による委託料の削減 R元実績対比（効果額）33,267千円</li> <li>・運賃収入増による委託料の削減 R元実績対比（効果額）33,267千円</li> </ul>	<p>市民バスの運賃収入増による委託料の削減</p> <p>■運賃収入増による委託料の削減額（令和7年までの累計）136,508千円</p>	<p>市民バスの運賃収入増による委託料の削減</p> <p>■運賃収入増による委託料の削減額（令和7年までの累計）136,508千円</p>	<p>市民バスの運賃収入増による委託料の削減</p> <p>■運賃収入増による委託料の削減額（令和7年までの累計）136,508千円</p>	<p>まちづくり推進部市民協働課</p>

<p>③公共インフラの適正な管理 ・公共施設管理の適正化</p> <p>17 公共施設個別計画の推進</p>	<p>市内の公共施設の多くは、昭和40年代後半から平成初期を中心に建設された施設であり、今後多くの施設が更新時期を迎えることから、多額の修繕費や建替・更新費用に対する財源の確保が必要となる。</p> <p>一方で厳しい財政状況が続く中、少子高齢化の進展と人口減少に対応していくためには、既存施設をできる限り有効に活用し、時代とともに変化する市民ニーズに適切に対応していく必要がある。</p> <p>このような状況を踏まえ、「登米市公共施設等総合管理計画」を平成28年12月に策定し、行動計画に当たって施設分類別の「公共施設個別計画」を令和2年度に策定し、更新・統廃合・長寿命化などを行うことにより、財政負担を軽減・平準化することを計画的に行うこととし、公共施設等の最適な配置を目指すこととし、令和17年度までの20年間で25%の保有総延床面積の削減に努める。</p>	<p>取組概要</p> <p>5ヶ年目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間譲与等 △9,362.28㎡</li> <li>・除却 △13,612.81㎡</li> <li>・地域移管 △2,113.22㎡</li> <li>・合計 △25,088.31㎡</li> </ul> <p>■令和3年度取組内容</p> <p>○建物公共施設に努める。</p> <p>○これからの公共施設等の在り方を総合的に考える公共施設マネジメントに取り組み、効果的かつ効果的な公共施設等の最適な配置と管理を進める。</p> <p>○保有延床面積の削減に向けて、建物公共施設を管理している所管課と調整をし民間譲渡等を行った結果、削減に繋がったものとする。</p>	<p>年度別スケジュール</p> <p>R3 R4 R5 R6 R7</p> <p>個別計画の実施</p> <p>計画の検証・見直し</p>	<p>達成指標</p> <p>■R3～R7削減面積合計 25,088㎡</p> <p>■令和3年度達成内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○民間譲与等 △4,159.40㎡</li> <li>○除却 △1,662.02㎡</li> <li>○地域移管 △227.00㎡</li> <li>○削減面積 △6,237.96㎡</li> </ul> <p>■令和3年度達成状況</p> <p>A：年度計画とおりの達成状況</p>	<p>所管部局</p> <p>総務部総務課</p>
--	---	--	--	---	---------------------------



④ 税収・税外収入の確保  
・財源の創出

実行プログラム	取組概要	年度別スケジュール					達成指標	所管部局	
		R3	R4	R5	R6	R7			
2-1 公共施設等を活用した広告掲載の推進	<p>これまで、広報印刷物、市ホームページを広告媒体として有効活用し、民間企業などの広告を有料で掲載する広告事業を行ってきた。</p> <p>平成26年度から、公用車を活用した広告事業を行っているが、自主財源の更なる創出を目指す上では、公共施設等が有効活用した新たな広告事業についても検討を進めていく必要がある。公用車両広告を引き続き実施すること、また、庁舎壁面広告、公共施設余剰地への広告看板の設置、広告付き玄関マット、ネーミングライツ、サポーター制度といった新たな広告媒体等の掘り起こしを行い、自主財源の創出に努める。</p>	<p>公用車両広告 576千円 100千円 その他 100千円</p> <p>公用車両広告 576千円 100千円 その他 100千円</p> <p>公用車両広告 576千円 100千円 その他 100千円</p> <p>公用車両広告 576千円 100千円 その他 100千円</p>	<p>公用車両広告 576千円 100千円 その他 100千円</p> <p>公用車両広告 576千円 100千円 その他 100千円</p>	<p>公用車両広告 576千円 100千円 その他 100千円</p> <p>公用車両広告 576千円 100千円 その他 100千円</p>	<p>公用車両広告 576千円 100千円 その他 100千円</p> <p>公用車両広告 576千円 100千円 その他 100千円</p>	<p>公用車両広告 576千円 100千円 その他 100千円</p> <p>公用車両広告 576千円 100千円 その他 100千円</p>	<p>■ R3～R7 広告収入合計 3,380千円</p> <p>・公用車両広告 576千円 ×5年=2,880千円 ・その他 100千円×5年=500千円</p>	総務部総務課	
2-2 ふるさと応援寄附金の推進	<p>■平成27年度において、ふるさと納税のポータルサイトである「ふるさとチョイス」に掲載し、インターネットからの申込とクレジットカード決済を導入したことにより、平成26年度比で件数は約39倍、金額は約17倍と飛躍的に増加した。</p> <p>■その後、「ふるさとチョイス」内での契約自治体数や返礼品数が急増したことにより、平成29年度においては、79,339千円まで落ち込んだが、平成30年度において「さとふる」と「楽天市場」に参入したことにより、122,382千円まで回復している。</p> <p>■令和元年度においては、3割以下の返礼品や地場産品の限定など統一した制度の中で、新たに競争元年であると言われていることにも、こうした競争に対応していくためには、地域の魅力を「選ぶ」主体に適切に伝える工夫が重要となる。</p> <p>■こうした変化に沿って返礼品の充実と並行し、「まちづくり」や「ヒト」にも共感をもつていた「寄附したい」、「応援したい」と思われるような仕組みづくりを進める必要があることにも、更なる財源の確保に繋げるためには、ガバメントクラウドファンディングなどの新たな寄附金制度についても、導入に向けた検討を進める必要がある。</p> <p>■本市のふるさと納税制度についても、導入に向けた検討を進める必要があるため、更なる制度の拡充を図っていく。</p> <p>・寄附者との継続的な繋がりを持つ取組の強化 ・返礼品の充実に向けた取組の強化 ・露出機会を高める取組の強化 ■ガバメントクラウドファンディングなどの新たな寄附金制度について、他自治体の事例を調査した上で、メリット・デメリット等を整理し、導入に向けた方向性を決定する。</p>	<p>ふるさと応援寄附金の促進</p> <p>新たな寄附金制度(ガバメントクラウドファンディング等)の検討・導入</p> <p>・R1実績対比 92,339千円 3,693件 ・ふるさと応援寄附金 250,000千円 ・GCF等 3,000千円</p> <p>・R1実績対比 120,339千円 4,613件 ・ふるさと応援寄附金 275,000千円 ・GCF等 3,000千円</p> <p>・R1実績対比 147,339千円 5,693件 ・ふるさと応援寄附金 300,000千円 ・GCF等 5,000千円</p>	<p>■寄附額の増収 577,695千円</p> <p>・R3効果額=目標額 250,000千円 -R1実績 157,661千円 -R4効果額=目標額 253,000千円 -R1実績 157,661千円 -R5効果額=目標額 278,000千円 -R1実績 157,661千円 -R6効果額=目標額 280,000千円 -R1実績 157,661千円 -R7効果額=目標額 305,000千円 -R1実績 157,661千円</p> <p>■寄附件数の増 22,105件</p>	<p>■令和3年度達成内容</p> <p>○効果額 624千円-576千円=48千円 (その他未実施のため全体としては、△100千円を加味し、△52千円となった。)</p> <p>■令和3年度達成状況</p> <p>A：年度計画とおりの達成状況</p>	<p>■令和3年度達成内容</p> <p>○効果額：401,532千円 (29,390件)</p>	<p>■令和3年度達成状況</p> <p>S：年度計画を超えた達成状況</p>	まちづくり推進部 観光シニアプロモーション課		
2-3 積立基金の運用による運用益の向上	<p>本市では、積立基金の運用にあたっては、これまで安全性を担保する観点から、その多くを定期預金により運用してきた。一方、現在の経済情勢から、預金金利は低下の途をたどり、現在の定期預金金利は、1年定期で0.002%～0.025%と非常に低い状況で、このため近年、本市での積立基金での運用益は非常に低い水準で推移している。</p> <p>こうした金利環境の下で、一層の運用益の向上を図るためには、債券や株券など、より金利の高い金融商品によって運用する必要があるが、その一方で、運用上の安全性の確保、さらには原資となる基金活用に長期的に見通す必要があるなどの課題がある。令和元年度に基金運用上の課題である「資金の安全性の確保」、さらには「基金活用の長期的な見直し」などを踏まえ、積立基金運用方針」を策定し、この方針に基づき、安全性の高い金融商品として公債的機関が発行する債券を計画的に購入することで、積立基金運用による運用益の向上を図るもの。</p> <p>また、債券購入に当たっては、金利情勢を注視し、有利な条件での債券購入を図ることとする。</p>	<p>金利情勢を踏まえよう「積立基金運用方針」に基づき債券を計画的に購入し運用益の向上を図る</p> <p>金利情勢を注視しながら、有利な条件の下での債券購入を図る(5億円程度) ※債券購入による運用益増加額 200万円</p> <p>金利情勢を注視しながら、有利な条件の下での債券購入を図る(5億円程度) ※債券購入による運用益増加額 300万円</p> <p>金利情勢を注視しながら、有利な条件の下での債券購入を図る(5億円程度) ※債券購入による運用益増加額 400万円</p> <p>金利情勢を注視しながら、有利な条件の下での債券購入を図る(5億円程度) ※債券購入による運用益増加額 500万円</p> <p>金利情勢を注視しながら、有利な条件の下での債券購入を図る(5億円程度) ※債券購入による運用益増加額 600万円</p>	<p>積立基金を原資に安全性の高い債券を計画的に購入し、運用益の向上を図る。5年間の効果額20,000千円</p>	<p>■令和3年度達成内容</p> <p>○R3運用益：11,229千円 ○R1運用益(基準)：8,843千円 ○効果額：2,386千円</p>	<p>■令和3年度達成状況</p> <p>S：年度計画を超えた達成状況</p>	<p>積立基金を原資に安全性の高い債券を計画的に購入し、運用益の向上を図る。5年間の効果額20,000千円</p>		<p>■令和3年度達成内容</p> <p>○R3運用益：11,229千円 ○R1運用益(基準)：8,843千円 ○効果額：2,386千円</p>	<p>■令和3年度達成状況</p> <p>S：年度計画を超えた達成状況</p>

<p>2.4 広報紙及びホームページへの広告掲載の推進</p>	<p>市の財源の確保と市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、広報とめ及び登米市ホームページへの広告掲載を推進する必要がある。広報とめ及び登米市ホームページへの広告掲載を行う事業者を選定し、広告の掲載枠を売却する。</p>	<p>有料広告収入：1,771千円          有料広告収入：1,771千円          有料広告収入：1,771千円          有料広告収入：1,771千円</p>	<p>広報紙及びホームページ広告枠の売却</p>	<p>有料広告収入          広報紙：84,333千円×12カ月＝1,012千円          ホームページ：63,255千円×12カ月＝759千円          合計：1,771千円・効果額5年間合計8,855千円</p>	<p>まちづくり推進部まちづくり推進課</p>
<p>2.5 パソコンへの電子公告の導入</p>	<p>広告の掲示については、外向けの方法としてエレベーター扉、階段の登り面、自動ドア、カウンタースペース、ガラス面などに表示することが想定される。さらには各支所等で議会中継を放映しているモニタの未使用時間にCMを放映、議会休題中に放映などが考えられる。病院事業でも受付にモニタがあるため、同様の取組を行うことで広告収入の拡充が期待できる。</p>	<p>継続的な安定運営          電子公告メニューの拡充          電子広告件数の拡大</p>	<p>パソコンに電子公告を掲載することで収入確保を図る</p>	<p>令和3年度達成内容          ○広報紙及びホームページ広告枠の売却</p> <p>令和3年度達成状況          A：年度計画とおりの達成状況</p>	<p>まちづくり推進部まちづくり推進課</p>
<p>2.6 市民バス広告掲載事業</p>	<p>平成23年度から市民バス利用環境改善事業により市で上屋の整備を行ったバス停のうち、壁面のある6カ所(最大掲載数15枚)のバス停については、バス利用者にとっての訴求力が高く、企業の広告を掲載するには有効なスペースとなっている。          ・事業者から応募された広告について、市で整備したバス停(6カ所)に掲載することで、広告料収入を確保する          ・バス停への掲載料については、掲載1枚につき月額5,000円を基本とする。</p>	<p>市民バスの利用促進          車両広告の掲載・広告料収入の確保</p>	<p>令和3年度達成内容          ○先進自治体の取組の調査を実施し比較検討を行った。          実地比較検討を行った。</p> <p>令和3年度達成状況          B：取り組んだが、年度計画未達成</p>	<p>令和3年度達成内容          ○先進自治体の取組の調査を実施し比較検討を行った。          実地比較検討を行った。</p> <p>令和3年度達成状況          B：取り組んだが、年度計画未達成</p>	<p>まちづくり推進部市民協働課</p>

<p>2 7 企業誘致の推進</p>	<p>長沼第二工業団地及び登米インター工業団地への企業誘致活動</p> <p>工業団地用地売却に向けての誘致活動強化期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2社の新規企業立地</li> <li>・各税の収入増見込 法人市民税 1,480千円 固定資産税111,853千円 個人市民税 44,436千円 合 計 157,769千円</li> </ul> <p>長沼第二工業団地へ新たな企業が立地したことにより、法人市民税や固定資産税が増加したことに加え、新規企業立地による雇用が創出されたことにより、法人市民税等の増収増加につなげたことにより、長沼第二工業団地に新規企業を誘致したことにより、法人市民税等の増収増加につなげたことにより、長沼第二工業団地への企業立地を推進する。</p>	<p>新規立地企業による税収（法人市民税、固定資産税及び個人市民税）増加の効果 効果額：423,651千円</p> <p>■令和3年度達成内容 ○工業団地への誘致企業に伴う効果額：1,699千円</p> <p>■令和3年度達成状況 B：取り組んだが、年度計画未達成</p>					
<p>・市保有財産の売却</p>	<p>取組概要</p> <p>市有財産の利活用及び処分については、平成29年3月に策定した登米市公有財産利活用基本方針に基づき、公有財産等調整委員会での審議を経たのち、遊休財産の売却い処分や貸付等を行っている。</p> <p>遊休地の処分については、公共施設等総合管理計画個別計画の推進により、今後、除却対象施設など新たな遊休財産が発生することを見据え、積極的な貸付やインフラネットワークを活用した売却などを推進する必要がある。現在、無償貸付している貸付地については、借主の理解を得ながら順次、有償貸付に切り替えを行うこと、税外収入の創出に繋げていく必要がある。遊休財産の洗い出しにより売却可能財産及び貸付可能財産の整理を行う。</p> <p>後、インフラネットワークなどによる一般競争入札の実施を行う。貸付可能財産については、広報紙やホームページで広く周知を行い、積極的な貸付を行う。</p> <p>無償貸付している貸付地については、更新時期が到来したことから、借主との協議の上、有償貸付に切り替え財源の創出に努める。</p>	<p>年度別スケジュール</p> <table border="1"> <tr><td>R 3</td><td>R 4</td><td>R 5</td><td>R 6</td><td>R 7</td></tr> </table> <p>遊休財産の調査・洗出</p> <p>遊休財産の条件整備と利活用</p> <p>遊休財産の貸付・売却</p> <p>売却等件数 1件 売却等件数 8件 売却等件数 5件 売却等件数 2件 売却等件数 3件 9,000千円 16,620千円 5,065千円 2,214千円 3,623千円</p> <p>■令和3年度達成内容 ○公有財産等調整委員会を7回開催し、私下げ要望地の売却や、未利用地で貸付可能な財産を有償貸付ができるように努めた。</p> <p>○インフラネットワークによる一般競争入札を4回実施（石越町北郷地内1件、津山町柳津地内1件、津山町横山地内4件、東和町錦織地内1件、登米町大地内1件）し、津山町横山地内1件が落札となった。</p> <p>○一般競争入札（紙）を2回実施（追分佐沼地内1件、東和町米川地内1件）し、全て落札となった。</p> <p>○順次売却に向けた条件整備（土地境界確定等）を行うとともに、安定した財源の確保に向けて遊休財産の売却を進めた。</p> <p>○インフラネットワーク公有財産売却システムを利用したことにより、市内外を問わず全国の利用者が志札可能となった。</p> <p>○年度目標に掲げていない物件2件（津山町横山地内1件、東和町米川地内1件）が落札されたことが主な要因となり、年度目標を2,603千円上回った。これら2件について、津山町横山地内1件はインターネット公有財産売却システムの利用による効果、東和町米川地内1件は外部からの私下げ要望に迅速な対応をとったことによる効果と考える。</p>	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
R 3	R 4	R 5	R 6	R 7			
<p>2 8 遊休財産の活用の促進</p>	<p>取組概要</p> <p>長引く景気の低迷や消費増税、東日本大震災などにより納付の困難な状態が続いてきたこと、これまでの市税等徴収率向上計画を着実に実行してきたこと、徴収率は確実な向上圧縮は難しい状況となっている。</p> <p>このため、滞納繰越分の圧縮を図るため、現年度分の徴収強化策（早期納付勧奨や特別催告等）による新規滞納の抑制と並行して、滞納繰越分に対する滞納処分（財産調査による差押えや、捜索、不動産公売等の実施）の更なる強化に取り組みが必要である。第1次市税等徴収率向上計画（平成21～23年度）、第2次市税等徴収率向上計画（平成24～26年度）、第3次市税等徴収率向上計画（平成27～29年度）、第4次市税等徴収率向上計画（平成30～令和2年度）、今後令和3年度から令和5年度までは、第5次市税等徴収率向上計画、令和5年度に第6次市税等徴収率向上計画を策定し、令和6年度から第6次市税等徴収率向上計画に基づき現年度分の徴収強化を行い、滞納繰越額の圧縮をしながら引き続き自主財源の確保に努める。</p>	<p>達成指標</p> <p>■ R 3～R 7 の売却等目標合計 ・件数：19件 ・金額：36,522千円</p> <p>■令和3年度達成内容 ○年度目標の1件：一般競争入札により落札。 ○他物件（2件）：一般競争入札及びインターネット公有財産売却システムにより落札 ○売却：11,603千円</p> <p>■令和3年度達成状況 S：年度計画を超えた達成状況</p>					
<p>・債権確保策の強化</p>	<p>取組概要</p> <p>長引く景気の低迷や消費増税、東日本大震災などにより納付の困難な状態が続いてきたこと、これまでの市税等徴収率向上計画を着実に実行してきたこと、徴収率は確実な向上圧縮は難しい状況となっている。</p> <p>このため、滞納繰越分の圧縮を図るため、現年度分の徴収強化策（早期納付勧奨や特別催告等）による新規滞納の抑制と並行して、滞納繰越分に対する滞納処分（財産調査による差押えや、捜索、不動産公売等の実施）の更なる強化に取り組みが必要である。第1次市税等徴収率向上計画（平成21～23年度）、第2次市税等徴収率向上計画（平成24～26年度）、第3次市税等徴収率向上計画（平成27～29年度）、第4次市税等徴収率向上計画（平成30～令和2年度）、今後令和3年度から令和5年度までは、第5次市税等徴収率向上計画、令和5年度に第6次市税等徴収率向上計画を策定し、令和6年度から第6次市税等徴収率向上計画に基づき現年度分の徴収強化を行い、滞納繰越額の圧縮をしながら引き続き自主財源の確保に努める。</p>	<p>達成指標</p> <p>■ 現年度収入の増額 66,397千円</p> <p>■ 滞納繰越額の減額 7,129千円</p> <p>・現年分：R1調定×（各年度目標収納率-R1収納率） 98.34% ・滞繰分：R1調定×（各年度目標収納率-R1収納率） 25.79%</p> <p>■令和3年度達成内容 ○現年：調定額11,716,031千円×（98.66%-98.35%）=36,320千円 ○滞繰：調定額710,376千円×（21.15%-25.85%）=▲33,388千円</p> <p>■令和3年度達成状況 B：取り組んだが、年度計画未達成</p>					

<p>30 住宅使用料の収納率の向上</p>	<p>景気低迷や消費税増税により市民の経済状態に大きな影響がある中、公営住宅行政には住宅確保要配慮者の住宅セーフティネットの構築が求められている。文書報告や訪問報告を行うことで収納率は回復傾向にあるが、現年度の収入未済額が滞納繰越分の収入額を上回り、未納住宅使用料の大幅な圧縮に向けて、嘱託徴収員による未納者への継続的なアプローチと適切な状況把握を行うとともに、悪質な滞納者に対しては税務課への移管並びに催告主義から申立て（民事執行）主義の滞納整理への切り替えを行い、納付者との公平・公正性の確保を図る必要がある。</p>	<p>■ 随時催告、訪問徴収の実施による未納住宅使用料の圧縮</p> <table border="1"> <tr> <th>・現年</th> <th>・現年</th> <th>・現年</th> <th>・現年</th> </tr> <tr> <td>市営住宅：95.50% R1増減額：290千円 定住促進住宅：97.85% R1増減額：105千円</td> <td>市営住宅：95.53% R1増減額：334千円 定住促進住宅：97.87% R1増減額：120千円</td> <td>市営住宅：95.56% R1増減額：377千円 定住促進住宅：97.89% R1増減額：135千円</td> <td>市営住宅：95.59% R1増減額：421千円 定住促進住宅：97.93% R1増減額：165千円</td> </tr> </table> <p>・滞納 市営住宅：17.80% R1増減額：17千円 定住促進住宅：15.20% R1増減額：18千円</p> <p>・滞納 市営住宅：17.81% R1増減額：20千円 定住促進住宅：15.21% R1増減額：19千円</p> <p>・滞納 市営住宅：17.82% R1増減額：24千円 定住促進住宅：15.22% R1増減額：20千円</p> <p>・滞納 市営住宅：17.83% R1増減額：27千円 定住促進住宅：15.23% R1増減額：20千円</p> <p>・滞納 市営住宅：17.84% R1増減額：31千円 定住促進住宅：15.24% R1増減額：21千円</p>	・現年	・現年	・現年	・現年	市営住宅：95.50% R1増減額：290千円 定住促進住宅：97.85% R1増減額：105千円	市営住宅：95.53% R1増減額：334千円 定住促進住宅：97.87% R1増減額：120千円	市営住宅：95.56% R1増減額：377千円 定住促進住宅：97.89% R1増減額：135千円	市営住宅：95.59% R1増減額：421千円 定住促進住宅：97.93% R1増減額：165千円	<p>■ 現年度収入の増額 累計 2,561千円 ・市営住宅 1,886千円 ・定住促進住宅 675千円</p> <p>■ 滞納繰越の減額 累計 217千円 ・市営住宅 119千円 ・定住促進住宅 98千円</p> <p>・現年分：R1調定×（各年度目標 収納率-R1収納率）市営住宅 95.30% 定住促進住宅97.71% ・滞繰分：R1調定×（各年度目標 収納率-R1収納率）市営住宅 17.75% 定住促進住宅14.97%）</p> <p>■ 令和3年度達成内容 ○ 現年 ・市営：1,024千円 ・定住：-270千円 ○ 滞繰分 ・市営：-1,820千円 ・定住：-53千円</p> <p>■ 令和3年度達成状況 B：取り組んだが、年度計画未達成</p>	<p>建設部住宅都市整備課</p>
・現年	・現年	・現年	・現年									
市営住宅：95.50% R1増減額：290千円 定住促進住宅：97.85% R1増減額：105千円	市営住宅：95.53% R1増減額：334千円 定住促進住宅：97.87% R1増減額：120千円	市営住宅：95.56% R1増減額：377千円 定住促進住宅：97.89% R1増減額：135千円	市営住宅：95.59% R1増減額：421千円 定住促進住宅：97.93% R1増減額：165千円									
<p>31 学校給食費の収納率の向上</p>	<p>学校給食費の滞納額は、平成30年度で28,292千円（現年度分3,969千円、滞納繰越分24,323千円）となっている。滞納者に文書や電話での催告に加え、徴収嘱託員を2名配置して専門的に訪問による滞納給食費の徴収に努めているが、景気低迷や消費税増税等により経済的に影響を受けている保護者もあり、滞納額はいまだ28,000千円を超える状態にある。滞納繰越分が拡大しないよう、特に現年度分の収納率の向上に努めていく必要がある。</p>	<p>■ 随時催告、訪問徴収の実施による未納学校給食費の圧縮</p> <table border="1"> <tr> <th>・現年</th> <th>・現年</th> <th>・現年</th> <th>・現年</th> </tr> <tr> <td>R1増減額：685千円 ・滞繰：15.02% R1増減額：8千円</td> <td>R1増減額：713千円 ・滞繰：15.04% R1増減額：14千円</td> <td>R1増減額：740千円 ・滞繰：15.06% R1増減額：20千円</td> <td>R1増減額：768千円 ・滞繰：15.08% R1増減額：25千円</td> </tr> </table> <p>・現年：98.86% R1増減額：795千円 ・滞繰：15.10% R1増減額：31千円</p>	・現年	・現年	・現年	・現年	R1増減額：685千円 ・滞繰：15.02% R1増減額：8千円	R1増減額：713千円 ・滞繰：15.04% R1増減額：14千円	R1増減額：740千円 ・滞繰：15.06% R1増減額：20千円	R1増減額：768千円 ・滞繰：15.08% R1増減額：25千円	<p>・現年度収入の増額 3,701千円 ・滞納繰越の減額 98千円 現年分：R1調定×（各年度目標 収納率-R1収納率）98.61% ・滞繰分：R1調定×（各年度目 標収納率-R1収納率）14.99%）</p> <p>■ 令和3年度達成内容 ○ 現年：調定額 274,191千円× (98.23%-98.61%)=1,041千円 減 ○ 滞繰：調定額 28,292千円× (12.22%-14.99%)=783千円減</p> <p>■ 令和3年度達成状況 B：取り組んだが、年度計画未達成</p>	<p>教育委員会 西部学校給食センター</p>
・現年	・現年	・現年	・現年									
R1増減額：685千円 ・滞繰：15.02% R1増減額：8千円	R1増減額：713千円 ・滞繰：15.04% R1増減額：14千円	R1増減額：740千円 ・滞繰：15.06% R1増減額：20千円	R1増減額：768千円 ・滞繰：15.08% R1増減額：25千円									

<p>(2) 行政運営の効率化 ①人口変動、社会情勢に適応した行政組織の構築 ・行政組織の効率化と職員の育成</p>	<p>組織機構については、これまで出張所の廃止や課の整理統合など、行政需要に合わせ順次見直しを行い、合併当初5部58課であった市長部局の組織は、平成27年4月には5部33課3室、令和2年4月現在には5部30課1室となっている。これからは、登米市まちづくり基本条例で規定する「市民が主体のまちづくり」、「住み良い地域社会の実現」を目的とする登米市の持続的な発展を踏まえ、市民にとつて分かれ親しみやすい組織体制づくりが必要であり、更なる組織体制の簡素・効率化を進め、市民の利便性の向上と、市民と行政が共に公共サービスを担っていく仕組みづくりを構築することが必要である。</p>	<p>市民の利便性の向上と効率的で実効性のある行政組織への見直し</p> <table border="1"> <tr> <th>年度別スケジュール</th> <th>R 3</th> <th>R 4</th> <th>R 5</th> <th>R 6</th> <th>R 7</th> </tr> </table>	年度別スケジュール	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	<p>達成指標</p> <p>市民にとつて分かりやすく、親しみやすい組織づくりを図るとともに、市民との協働による地域づくりを推進する組織体制を構築する。</p> <p>■ 令和3年度達成内容 ■ 行政組織の改編実施</p> <p>■ 令和3年度達成状況 A：年度計画どおりの達成状況</p>	<p>所管部局 総務部人事課</p>
年度別スケジュール	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7					

<p>3 3 定員管理の適正化</p>	<p>これまで、第1次、第2次及び第3次登米市定員適正化計画を策定し、登米市行政改革実施計画で示していた平成28年度以降5年間の職員削減目標60人(市全体23人)を念頭に定員管理を行い、職員数の削減に取り組んできたところであり、平成28年度当初の職員数では782人(市全体1,404人)に対し、令和2年度下水道事業に係る地方公営企業法の規定の全部適用もあり、令和3年度当初の職員数は694人(市全体1,349人)、職員の削減数は88人(市全体55人)となった。</p> <p>今後、第2次登米市総合計画の基本理念である「協働による登米市の持続的な発展」を踏まえ、市民協働による地域づくりに推進するとともに、市民にとっても分け易い組織体制の構築を進め、同時に将来的な人口の減少及びこれまでの職員採用の抑止に伴う年齢構成パターンの改善を図らなければ、人材育成や人事管理に大きな支障を来す恐れがあることから、今後の定員管理に当たっては、これらの事情にも配慮していかねばならない。</p> <p>なお、本市の厳しい財政状況を踏まえ、本庁及び総合支所が担っている事務事業の抜本的な見直しを行うなど、将来に方向が定まっている事務事業の抜本的な見直しを併せて行い、以降の定員管理に当たって適切に反映していくものとする。</p>	<p>市民ニーズに則したスリムで効率的な行政組織への見直し</p>	<p>業務の民間委託、指定管理者制度の活用 ・業務の民間委託、指定管理者制度の活用 ・計画的な職員採用によるまちづくりや民間活力を活用した公共サービスの構築</p>	<p>業務の民間委託、指定管理者制度の活用 ・業務の民間委託、指定管理者制度の活用 ・計画的な職員採用によるまちづくりや民間活力を活用した公共サービスの構築</p>	<p>業務の民間委託、指定管理者制度の活用 ・業務の民間委託、指定管理者制度の活用 ・計画的な職員採用によるまちづくりや民間活力を活用した公共サービスの構築</p>	<p>業務の民間委託、指定管理者制度の活用 ・業務の民間委託、指定管理者制度の活用 ・計画的な職員採用によるまちづくりや民間活力を活用した公共サービスの構築</p>	<p>定員適正化計画に基づく定員管理 ・令和3年4月1日の職員数(登米市全体1,352人、市長部局等 695人) ・令和3年度から令和7年度までの削減数(登米市全体3人、市長部局等 15人)</p> <p>■令和3年度達成内容 ○令和3年度実績：1人(計画695人) 達成率100.1% ○計画年度実績：1人(計画3人) 達成率33%</p> <p>■令和3年度達成状況 A：年度計画とおりの達成状況</p>	<p>総務部人事課</p>
<p>3 4 人材育成型人事評価システムの推進</p>	<p>地方分権の一層の進展と高度化・多様化する市民の行政ニーズに対応し、市民に身近な行政サービスを提供するという自治体の役割はますます増してきている。また、少子高齢化が加速するなか、人口の減少に伴う財政資源の減少に対応するよう、さらなる行政組織の簡素化・効率化を推進する必要がある。個々の職員には、高い事務処理能力に加え、自ら課題を発見し、考え(調査分析し)、実践(行動)する能力が求められ、組織はそうした人材を育成する必要がある。</p> <p>この中で、登米市人材育成基本方針を平成18年3月に策定し、「常に現状を見つめなおす(自律行動型)の職員の個性や能力に合った能力開発と人材育成に取組む」とともに、より公正かつ公平な視点から従来の勤務評定に代わり、客観性、透明性の高い人事評価制度を構築する必要がある。</p> <p>このため、目標管理型人事評価制度を起點に、本市の将来を担う人材育成や組織の活性化に取り組み、職員一人ひとりの能力や実績を職員がその担当する業務において、目標管理の手法を用い、「遂行課程で発揮した能力」や「その達成状況や取組内容」を適正に評価することにより、職員の主体的な職務遂行や自己啓発を促し、職員の人材育成と組織の活性化を図る必要がある。</p>	<p>人材育成型人事評価システムの推進</p>	<p>目標管理型人材育成 ・目標管理型人材育成 ・人事評価システムの本格実施、制度の見直し、検討</p>	<p>目標管理型人材育成 ・目標管理型人材育成 ・人事評価システムの本格実施、制度の見直し</p>	<p>目標管理型人材育成 ・目標管理型人材育成 ・人事評価システムの本格実施、制度の見直し</p>	<p>人材育成及び人材活用による長期的、継続的組織力の構築 人材育成型人事評価制度を用いながら、職員一人一人の能力開発と人材育成に努める。</p>	<p>■令和3年度達成内容 ○新たな人事評価システムを構築するため、見直し期間とし随時検討を進めた。</p> <p>■令和3年度達成状況 A：年度計画とおりの達成状況</p>	<p>総務部人事課</p>
<p>3 5 職員研修の充実</p>	<p>少子・高齢化や高度情報化等により、市民にとっても適切な近行政機関である市役所の果たす役割は年々変化してきている。また、市役所に対する市民からの期待や要望は多様化している。また、職員数の削減に伴い、一人の職員が担う役割や負担が増加傾向にあるとともに、社会経済情勢や多様な情報手段の進展により、職員はこれまで以上に高い倫理観をもち、適正かつ的確に職務を遂行する事が求められている。</p> <p>これらに対応するため、本市では、これまでも適切な人員確保や専門的人員の育成に努めてきたところであるが、厳しさを増す財政状況の中、組織の簡素化や業務効率の向上を図ることが急務となっている。</p> <p>そのため、職員が前例やこれまでの慣習にとらわれず、成果重視の行政サービスを追求し、行政課題に的確に対応した政策立案能力や業務遂行能力を身に付けて、これまでに求め強く推進する必要がある。</p>	<p>自立行動型職員の育成に向けた研修の充実</p>	<p>職員研修実施計画の策定(毎年度) ・職員研修実施計画の策定(毎年度) ・派遣研修・市単独研修の実施</p>	<p>職員研修実施計画の策定(毎年度) ・職員研修実施計画の策定(毎年度) ・派遣研修・市単独研修の実施</p>	<p>職員研修実施計画の策定(毎年度) ・職員研修実施計画の策定(毎年度) ・派遣研修・市単独研修の実施</p>	<p>計画的な研修実施による人材の育成 常に現状を見つめ直す「自律行動型」職員の育成を図るため、登米市人材育成基本方針に基づいた研修計画を毎年内容に策定し、計画に沿った内容の研修を実施する。</p>	<p>■令和3年度達成内容 ○職員研修実施計画に基づき、職場研修及び職場外研修を実施するとともに、国・県等への研修派遣を実施し、職員の資質向上と能力開発を図った。</p> <p>■令和3年度達成状況 A：年度計画とおりの達成状況</p>	<p>総務部人事課</p>



・マイナンバーカードの利用促進

実行プログラム	取組概要	年度別スケジュール					所管部局
		R3	R4	R5	R6	R7	
3.9 コンビニエンスストアでの証明書の交付サービスの推進	市民の就業時間や生活スタイルは多様化している。市役所までのアクセスが不便、平日の日中に休みの写しや印鑑登録証明書、税証明書の取得のため開庁時間内に来庁できない方への対応策として、現在、電話予約や郵便請求により諸証明書を交付している。しかし、開庁時間内に電話予約を入れたいり郵便請求の手続きも大変複雑であり、来庁せず日曜祝日も即時に証明書等が取得できる交付方法を検討し、推進しているが、コンビニ交付に必要な個人番号カードの普及率が低調である。令和1年に「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」の政府決定により、令和4年度までにほとんどの住民が個人番号カードを保有することとなり保持者が増加すれば連動してコンビニでの証明書交付も増加すると見込まれる。円滑なカード取得のための環境を整える必要と、さらなる利用環境の整備が必要となる。	個人番号カード 交付 ・月1,950枚× 12ヶ月＝23,400枚 (累計23,400枚)	個人番号カード 交付 ・月1,950枚× 12ヶ月＝23,400枚 (累計46,800枚)	個人番号カード 交付 ・月1,950枚× 12ヶ月＝23,400枚 (累計70,200枚) ※日27～R5 累 計78,200枚	個人番号カード 交付 ・月1,950枚× 12ヶ月＝23,400枚 (累計70,200枚)	個人番号カード 交付 ・月1,950枚× 12ヶ月＝23,400枚 (累計70,200枚)	市民生活部市民生活課
達成指標	個人番号カードを利用したコンビニエンスストアでの証明書の交付を日28,9.1から開始した。コンビニ交付を推進するため、個人番号カード保持者の増加を図る。円滑化計画によりR5年度までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有するとして本市では年間23,400枚の交付を指標とする。	個人番号カード交付(個人番号カード交付)(H28.1月～)					達成指標
令和3年度取組内容	○開庁時間に個人番号カードを受領出来ない方へ平日の時間外交付や休日交付の対応を行った。 ○個人番号カードの利便性周知のため、総合支所にパンフレットやリーフレット及びポケットティッシュを配布した。 ○令和3年度成人式(令和2年度も併せて実施)において新成人に対しリーフレットやポケットティッシュを配布した。 ○個人番号カード未申請者を対象に申告会場等での申請サポート(写真撮影無料)及び申請受付を行った。目標値には達成しなかったものの、交付件数は前年度を大きく上回った。	個人番号カード交付(個人番号カード交付)(H28.1月～)					令和3年度達成内容 ○目標値23,400件に対し8,588件の交付で36.7%の達成率となった。 令和3年度達成状況 B:取り組んだが、年度計画未達成

③経費の節約、業務の効率化の推進  
・経費の節約等

実行プログラム	取組概要	年度別スケジュール					所管部局	
		R3	R4	R5	R6	R7		
4.0 公用車の購入経費・維持管理経費の削減		公用車の購入経費・維持管理経費の削減					達成指標	
4.0 公用車の購入経費・維持管理経費の削減		公用車の購入経費・維持管理経費の削減					達成指標	
4.1 電気料金の削減	従来、自然独占とされた電気事業において、市場参入規制を緩和し市場競争を導入する電力自由化に移行されたことにより、市内公共施設における継続的な電気料金の削減、環境に配慮した電力調達及び災害時における電力調達の複層化を図るため、東北電力から新電力業者への切り替えを進めてきた。 現在、電気事業においては、東北電力を含めた電力業者間の競争が益々激化し、様々な料金を提供されていることから、こうした業界の動向を注視し、削減効果の高い電力事業者と契約することにより、削減効果の高市として必要な取組である。 電気料金の削減効果を最大限に発揮できる電力事業者と契約するため、令和元年度において新電力事業者と契約している高圧供給81施設について、3年間を履行期間とした入札を実施する。	有利な料金プランの選定 追加導入施設の検討					達成指標	
令和3年度取組内容	○1.1台(購入8台、寄付3台)の公用車を更新し、そのうち2台は小型自動車から軽自動車へ切換えられた。⇒軽自動車への切換えによる効果額:1,081千円×2台=2,162千円 ○1.1台の更新に対し廃車台数が9台であったため、結果として公用車の台数が2台(小型乗用車・軽乗用車各1台)増加した。 ⇒廃車(削減)による効果額:小型自動車250千円×▲1台+軽自動車208千円×▲1台=▲458千円 ○公用自動車の適正配置に努めたことにより、事務事業の円滑な執行に繋がった。また、普通自動車から軽自動車への切換えを行ったことで、購入費及び維持管理経費の削減が図られた。	普通ハイブリッド車から小型ハイブリッド車への切換え 4台 3,200千円 ・小型自動車から軽自動車への切換えによる維持管理費削減額 累計2台 84千円	普通ハイブリッド車から小型ハイブリッド車への切換え 3台 3,243千円 ・小型自動車から軽自動車への切換えによる維持管理費削減額 累計5台 210千円	小型自動車から軽自動車への切換え 3台 3,243千円 ・小型自動車から軽自動車への切換えによる維持管理費削減額 累計8台 336千円	小型自動車から軽自動車への切換え 2台 2,162千円 ・小型自動車から軽自動車への切換えによる維持管理費削減額 累計10台 420千円	小型自動車から軽自動車への切換え 2台 2,162千円 ・小型自動車から軽自動車への切換えによる維持管理費削減額 累計10台 420千円	令和3年度達成内容 ○軽自動車への切替え台数:2台(2,162千円) ○公用車削減台数2台増(▲458千円) ○効果額:1,704千円 令和3年度達成状況 B:取り組んだが、年度計画未達成	
令和3年度取組内容	○追加導入施設(特別料金プラン適用) ・施設数:高圧供給81施設 ・削減効果額:148,185千円(29,637千円×5年)	令和3年度達成内容 ○90施設の電気料金の削減:34,040千円 令和3年度達成状況 S:年度計画を超えた達成状況					電気料金削減効果額(特別料金プラン適用) ・施設数:高圧供給81施設 ・削減効果額:148,185千円(29,637千円×5年)	電気料金削減効果額(特別料金プラン適用) ・施設数:高圧供給81施設 ・削減効果額:148,185千円(29,637千円×5年)



(3) 協働、連携による取組の推進

① 市民活動の支援によるまちづくりの推進

- ・地域の担い手の育成、まちづくりの推進

実行プログラム	取組概要	年度別スケジュール					所管部局	
		R3	R4	R5	R6	R7		
4 5 コミュニティ組織の育成と地域づくりの推進	<p>人口減少及び高齢化の著しい社会情勢において、市民と行政の協働のもとに地域の維持・活性化を図るため、集落支援員やコミュニティ組織の職員及び役員等の育成支援は重要な取組である。</p> <p>現在、地域づくりを主体的に担うための人的支援として市内21コミュニティ組織に集落支援員を配置しており、地域づくり計画の策定（見直し）及び計画に基づく事業の実施等を担う人材として、コミュニティ組織の中で位置付けられている。</p> <p>これまで、集落支援員のスキルアップを目的とした定期ミーティングや研修会の実施、地域づくり事業の事例発表会等を行ってきたが、本来の目的である地域の維持・活性化を図るための地域課題の洗い出し、解決に導くための各種事業の実施には結びついていないのが現状で、マンネリ化している従来のイベント・集客型の事業から脱却が課題となっている。</p> <p>また、行政とコミュニティ組織等を繋ぐ中間支援組織で活動する市民活動プラザは、地域づくりのアドバイザとしてその役割を担いながら、地域づくりに対する取組を支援している。</p>	<p>・集落支援員を含むコミュニティ組織の職員及び役員等を対象とした地域づくり定期ミーティングの実施</p> <p>・とめ市民活動プラザと連携しての巡回相談や研修等の実施</p> <p>・集落支援員を含むコミュニティ組織の職員及び役員等を対象とした地域づくり定期ミーティングの実施</p> <p>・とめ市民活動プラザと連携しての巡回相談や研修等の実施</p> <p>・集落支援員を含むコミュニティ組織の職員及び役員等を対象とした地域づくり定期ミーティングの実施</p> <p>・とめ市民活動プラザと連携しての巡回相談や研修等の実施</p>	<p>・集落支援員を含むコミュニティ組織の職員及び役員等を対象とした地域づくり定期ミーティングの実施</p> <p>・とめ市民活動プラザと連携しての巡回相談や研修等の実施</p>	<p>・集落支援員を含むコミュニティ組織の職員及び役員等を対象とした地域づくり定期ミーティングの実施</p> <p>・とめ市民活動プラザと連携しての巡回相談や研修等の実施</p>	<p>・集落支援員を含むコミュニティ組織の職員及び役員等を対象とした地域づくり定期ミーティングの実施</p> <p>・とめ市民活動プラザと連携しての巡回相談や研修等の実施</p>	<p>・集落支援員を含むコミュニティ組織の職員及び役員等を対象とした地域づくり定期ミーティングの実施</p> <p>・とめ市民活動プラザと連携しての巡回相談や研修等の実施</p>	<p>課題解決型事業実施の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集落支援員、コミュニティ職員及び役員等を対象とした定期ミーティングの実施</li> <li>・地域づくり事業における課題解決型の取組を促進するための事業の実施</li> </ul>	<p>まちづくり推進部市民協働課</p>
		<p>■令和3年度取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市内21コミュニティ組織の事務職員及び集落支援員を対象とした地域づくりミーティングを開催し、コミュニティ職員としての意識啓発と、地域づくり事業の事例紹介等により組織間の情報共有を図った。研修会等として、職員2名体制で巡回相談会及び不定期での巡回訪問を実施した。</li> <li>○市内21コミュニティ組織を対象に、職員2名体制で巡回相談会及び不定期での巡回訪問を実施した。研修会等として、職員2名体制で巡回相談会及び不定期での巡回訪問を実施した。</li> <li>○市職員ととめ市民活動プラザへの委託事業の中で実施した。研修会等として、職員2名体制で巡回相談会及び不定期での巡回訪問を実施した。</li> <li>○市職員ととめ市民活動プラザが職員が、それぞれに行ったコミュニティへの巡回訪問で聞き取りした事業の進捗や懸案事項について、例月の定期報告会の中で情報共有することにより、コミュニティ組織へのきめ細かな対応が可能となった。</li> </ul>	<p>■令和3年度達成内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○定期ミーティング…4回</li> <li>○巡回相談…市:204回、プラザ:239回</li> <li>○研修会等…12回</li> </ul> <p>■令和3年度達成状況</p> <p>A：年度計画とおりの達成状況</p>					

・市政への市民参加の推進

実行プログラム	取組概要	年度別スケジュール					所管部局	
		R3	R4	R5	R6	R7		
4 6 市政情報の発信強化	<p>市政に対する市民の理解を深め、開かれた行政運営を推進するためには、市民と行政が積極的な情報共有化を図っていく必要がある。効果的な方法で分かりやすい情報提供が求められるため、各種情報発信ツールの特性を理解し、即時性を活かした安定的で継続的な発信ができればならぬ。また、携帯電話等へのメール配信は、迅速かつ確実な情報伝達でできるため、災害時等の有効な情報取得手段であることについて、さらなる周知・啓発に取り組む必要がある。</p>	<p>・情報発信ツールの特長を活かした情報提供の充実</p> <p>・メール配信サービスによる適正な情報発信と登録の推進</p> <p>・情報発信ツールの特長を活かした情報提供の充実</p> <p>・メール配信サービスによる適正な情報発信と登録の推進</p> <p>・情報発信ツールの特長を活かした情報提供の充実</p> <p>・メール配信サービスによる適正な情報発信と登録の推進</p>	<p>・ホームページ目標アクセス数：420万件（令和7年度）</p> <p>・メール配信サービス登録者数：3万件（令和7年度）</p> <p>■令和3年度達成内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ホームページ年間アクセス数：742万件</li> <li>○メール配信サービス登録者数：12,149件</li> </ul> <p>■令和3年度達成状況</p> <p>B：取り組んだが、年度計画未達成</p>	<p>まちづくり推進部まちづくり推進課</p>				
		<p>情報発信ツールを生かした情報提供の充実</p> <p>メール配信サービスによる適切な情報発信と登録の推進</p>	<p>・情報発信ツールの特長を活かした情報提供の充実</p> <p>・メール配信サービスによる適正な情報発信と登録の推進</p>	<p>・情報発信ツールの特長を活かした情報提供の充実</p> <p>・メール配信サービスによる適正な情報発信と登録の推進</p>	<p>・情報発信ツールの特長を活かした情報提供の充実</p> <p>・メール配信サービスによる適正な情報発信と登録の推進</p>	<p>・情報発信ツールの特長を活かした情報提供の充実</p> <p>・メール配信サービスによる適正な情報発信と登録の推進</p>	<p>市民生活等に広く影響を及ぼす条例や施策を立案する場合のパブリックコメントと市民モニターの複合的な活用</p> <p>■令和3年度達成内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○意見公募手続きの実施</li> <li>○市民モニターからの意見・要望の受付・回答の実施、意見等を関係部署に周知するとともに全庁で情報を共有した。</li> </ul> <p>■令和3年度達成状況</p> <p>A：年度計画とおりの達成状況</p>	<p>総務部市長公室</p>

実行プログラム	取組概要	年度別スケジュール					所管部局	
		R3	R4	R5	R6	R7		
4 7 広聴活動の充実	<p>多くの市民の声を行政運営に反映させるため、パブリックコメントやモニター制度を活用して、公表した施策に対する意見を聞き取り、認知度が不足していること、気付いたことなどを、モニター自身が日頃感じていること、今後、中心に自発的に意見をいただいていたが、実施案への活用や市民目線の事務事業の執行につながるため、全庁で情報を共有していく必要がある。</p>	<p>・適正なパブリックコメントの実施</p> <p>・効果的な市民モニター意見の活用</p> <p>・適正なパブリックコメントの実施</p> <p>・効果的な市民モニター意見の活用</p> <p>・適正なパブリックコメントの実施</p> <p>・効果的な市民モニター意見の活用</p>	<p>市民生活等に広く影響を及ぼす条例や施策を立案する場合のパブリックコメントと市民モニターの複合的な活用</p> <p>■令和3年度達成内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○意見公募手続きの実施</li> <li>○市民モニターからの意見・要望の受付・回答の実施、意見等を関係部署に周知するとともに全庁で情報を共有した。</li> </ul> <p>■令和3年度達成状況</p> <p>A：年度計画とおりの達成状況</p>	<p>総務部市長公室</p>				
		<p>意見聴取による行政運営の改善</p>	<p>・適正なパブリックコメントの実施</p> <p>・効果的な市民モニター意見の活用</p>	<p>・適正なパブリックコメントの実施</p> <p>・効果的な市民モニター意見の活用</p>	<p>・適正なパブリックコメントの実施</p> <p>・効果的な市民モニター意見の活用</p>	<p>・適正なパブリックコメントの実施</p> <p>・効果的な市民モニター意見の活用</p>	<p>市民生活等に広く影響を及ぼす条例や施策を立案する場合のパブリックコメントと市民モニターの複合的な活用</p> <p>■令和3年度達成内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○意見公募手続きの実施</li> <li>○市民モニターからの意見・要望の受付・回答の実施、意見等を関係部署に周知するとともに全庁で情報を共有した。</li> </ul> <p>■令和3年度達成状況</p> <p>A：年度計画とおりの達成状況</p>	<p>総務部市長公室</p>



<p>5 1 衛生センターの包括的民間委託の推進</p>	<p>衛生センターは効率的な施設運営のため、平成25年度から運転管理業務を民間委託しているが、更に令和2年度からは、し尿収集の受付業務や窓口対応、手数料賦課などの業務についても委託範囲を拡大し、民間委託を行っている。委託業務の更なる効率化を図るため、平成2年度から施設の運転管理業務に下記拡大項目を加え、民間委託を行っている。拡大項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・し尿及び汚泥の収集管理</li> <li>・し尿収集手数料徴収</li> <li>・し尿収集申込受付・窓口対応</li> <li>・汚泥肥料販売・在庫管理</li> <li>・し尿収集管理システムの構築</li> </ul>	<p>委託業務の実施 (R3～R6)</p> <p>次期委託内容の検討・契約・引継ぎ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託業務の実施 (効果額5,311千円)</li> <li>・委託業務の実施 (効果額5,311千円)</li> <li>・新たな委託の実施</li> </ul>	<p>委託範囲の拡大によるコスト削減と、職員の有効活用による人材の有効活用</p> <p>令和元年比 △5,311千円/年 (電算システム構築を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・効果額5,311千円×4年＝21,244千円</li> </ul> <p>■令和3年度達成内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○目標額：5,311千円</li> <li>○効果額：2,521千円</li> <li>○達成率：47.46%</li> </ul> <p>■令和3年度達成状況</p> <p>B：取り組んだが、年度計画未達成</p>	<p>環境事業所衛生センター</p>
<p>5 2 指定管理者制度の推進等</p>	<p>これまで、公共施設管理運営に関する検書により指定管理者制度の導入を推進し、市民サービスの向上を図ってきた。本市の財政が極めて厳しい状況に置かれている中、公共施設の維持管理費をいかにして捻出していくかが、喫緊の課題となっており、施設の老朽化に伴う大規模修繕等への対応が困難になることが見込まれている。今後は、登米市公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら指定管理者制度を推進するとともに、施設の統廃合、民間等への譲渡及び貸付を推進する必要がある。</p>	<p>指定管理者制度の推進及び順次導入</p> <p>登米市公共施設等総合管理計画に基づいた指定管理施設の統廃合及び譲渡等の実施</p>	<p>■令和3年度達成内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○計画どおり「登米市津山運動広場」に指定管理者制度を導入した(令和2年度手続き)</li> <li>○物販施設等における収益事業利益からの管理経費への充当見込額と同額の修繕基金積立(充当積立金)を行った</li> <li>○納付金制度による納付金の積立(納付金積立金)はできなかった</li> <li>○指定管理者制度により管理運営することで、地域住民の実情やニーズに適合した管理運営が可能となり、地域の自主性や主体性の醸成が図られている</li> <li>○納付金制度等による修繕基金積立金の造成により、制度対象施設の維持管理の安定化が図られている</li> </ul> <p>■令和3年度達成状況</p> <p>B：取り組んだが、年度計画未達成</p>	<p>まちづくり推進部まちづくり推進課</p>

・多様な主体との連携強化

<p>5 3 地域プラットフォームの活用</p>	<p>人口減少及び少子高齢化等の人口動態の変化が進む中で、厳しい財政環境を踏まえ、公共施設・サービス等の効率化且つ効果的な整備・維持・更新が求められている。このような背景を踏まえ、今後の社会資本整備に不可欠な民間の創意工夫等を活かした公民連携による登米市らしい持続可能なまちづくりを実現するため、公民連携地域プラットフォームを形成し、真に必要な社会資本の整備・維持管理・更新を着実に実施する。</p>	<p>取組概要</p> <p>事業スキーム(事業方式・形態・期間等)・支援措置・現行制度、リスク分担に関する検討、市場調査・案件2施設</p> <p>事業スキーム(事業方式・形態・期間等)・支援措置・現行制度、リスク分担に関する検討、市場調査・案件3施設</p> <p>設計要件・発注要件の整理</p> <p>発注手続き、設計施工</p> <p>運営・維持管理</p>	<p>年度別スケジュール</p> <p>R3 R4 R5 R6 R7</p> <p>個別計画の実施</p> <p>計画検証・見直し</p> <p>達成指標</p> <p>PPP/PFI手法を用いた施設整備</p> <p>■R3～R7 5施設</p> <p>■令和3年度達成内容</p> <p>○PPPの手法を検討したが、過疎対策債を活用することに変更を行い、事業の進捗を図った。</p> <p>■令和3年度達成状況</p> <p>B：取り組んだが、年度計画未達成</p>	<p>所管部局</p> <p>総務部総務課</p>
--------------------------	--	--	---	---------------------------



<p>5.7 航空写真共同撮影による委託経費の削減</p>	<p>3年に一回の固定資産税評価替えに伴い課税の適正な実施のため、土地の利用状況等の変化や家屋の新・増築、取り壊し等を捕捉するため航空写真の撮影を行っているが、3年に一回とは言え多額の費用がかかるため、同一のシステムを導入して費用を削減するため、登米市と同一のシステムを構築する必要がある。撮影には多額の費用が発生するが、少しでも費用を削減するため、登米市と同一のシステムを導入している近隣自治体と連携を図り、撮影時期を合わせたり、共同撮影を行うことにより、撮影費用の削減を図る。</p>	<p>共同撮影の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣自治体との事務調整</li> <li>・共同撮影の実施</li> <li>・事務等の課題整理</li> <li>・効果額2,000千円</li> </ul>	<p>次回撮影の準備期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課題の整理</li> <li>・次回撮影に向けた近隣自治体との協議</li> </ul>	<p>共同撮影の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣自治体との事務調整</li> <li>・共同撮影の実施</li> <li>・事務等の課題整理</li> <li>・効果額2,000千円</li> </ul>	<p>次回撮影の準備期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課題の整理</li> <li>・次回撮影に向けた近隣自治体との協議</li> </ul>	<p>共同撮影の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣自治体との事務調整</li> <li>・共同撮影の実施</li> <li>・事務等の課題整理</li> <li>・効果額2,000千円</li> </ul>	<p>次回撮影の準備期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課題の整理</li> <li>・次回撮影に向けた近隣自治体との協議</li> </ul>	<p>航空写真共同撮影による委託経費の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・効果額 (R3、R6年度目標額合計) 4,000千円</li> </ul>	<p>令和3年度取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○共同撮影実施により経費削減が見込まれる近隣自治体と調整したが、実施時期等が合わず、単独撮影となつた。</li> <li>○費用が抑えられた飛行機の閑散期に撮影を行うなど経費削減に努めたが、設計単価の上昇に伴う委託経費の増加により、令和3年度は平成30年度の委託経費を上回る結果となつた。</li> </ul>	<p>総務部 税務課</p>
<p>令和3年度達成内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○設計単価の上昇に伴う委託経費の増加により、前回(平成30年度)の委託経費を上回る結果となつた。</li> <li>○効果額：△3,198千円</li> </ul>								<p>令和3年度達成状況</p> <p>B：取り組んだが、年度計画未達成</p>		